

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	98 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	74 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	62 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	43 件

神奈川県国民年金 事案 4901

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、時期や場所はよく憶^{おぼ}えていないが、国民年金の加入手続きを行い、金融機関又は勤務先に出入りしていた銀行の担当者に依頼し、国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期や場所はよく憶^{おぼ}えていないが、国民年金の加入手続きを行い、金融機関又は勤務先に出入りしていた銀行の担当者に依頼し、国民年金保険料を納付していたと思うと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きが行われたのは、昭和 50 年 9 月又は同年 10 月頃であると推認され、その時点では、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 50 年 4 月以降の国民年金保険料を全て納付している上、保険料を前納している期間もあることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められ、その申立人が、12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4902

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から57年3月まで

私は、昭和53年9月に勤務先を退職した後、国民年金に加入するため区役所に行ったところ、区役所の職員から、「20歳になった月に国民年金の加入手続をして下さい。」と言われたため、そのときは国民年金の加入手続を行わず、数年後に20歳を過ぎてから同区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が、アルバイトで資金をつくり、自宅に送付されてきた納付書により職場の近隣にあった郵便局で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳を過ぎてから区役所で国民年金の加入手続を行い、自宅に送付されてきた納付書によりアルバイト先の近隣にあった郵便局で申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和57年6月に払い出されていることが確認できることから、その時点で、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であった上、申立人が保険料を納付していたとする郵便局は、当時実在し、過年度保険料の収納を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、自宅に送付されてきた納付書により、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、当時、申立人が居住していた地域の区役所では、国民年金の加入手続を行った被保険者に対し、未納となっている保険料の過年度納付が可能な場合、納付書の発行について説明を行うのが一

般的であったことが確認できることから、申立人に対しても、同様の説明が行われ、申立期間の過年度納付書が発行されたものと推認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料額は、納付済みとなっている申立期間直後の昭和 57 年 4 月以降の保険料額よりも安価であることから、申立人が申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をほとんど納付している上、申立人が所持する年金手帳の記載内容から、住所変更手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行っていることが確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 58 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 58 年 6 月まで

私は、結婚後しばらくしてから、国民年金の任意加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、詳細は憶えていないが未納とならないように納付しており、生活環境の変化もない上、申立期間の前後の保険料は納付済みであるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみ保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人の夫は、「申立期間を通じて生活環境に変化はなく、継続して国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料のみ納付していなかったとは考えられない。」旨証言している。

さらに、申立期間は 11 か月と短期間であり、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付しているとともに、前納している期間も見られるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から同年6月までの期間及び平成元年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から62年6月まで
② 昭和63年4月から同年6月まで
③ 平成元年4月から同年8月まで

私は、昭和39年頃に国民年金に任意加入し、国民年金保険料については、3か月に一度、区役所の窓口で納付書に現金を添えて納付していたが、昭和61年頃から、保険料の納付が遅れてしまうことが度々あった。区役所に相談したところ、「遡って保険料を納付することができる。」と聞き、遡れる期間について3か月ごとの納付書を作成してもらい、期限を気にしながら納付していた。未納期間が無いように納付してきたにもかかわらず、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、区役所で作成された過年度納付書の期限に従い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間②前後の期間の保険料は、それぞれ過年度納付により納付していることが確認できることから、その間の申立期間②のみ未納とされているのは不自然である上、申立期間②は3か月と短期間である。

また、申立期間③について、申立人は、申立期間③直前の期間の国民年金保険料を、平成3年4月に過年度納付により納付していることが確認できることから、その時点で申立期間③の保険料を過年度納付することは可能であった上、その時点における申立人の標準報酬月額から、申立期間③の保険料を納付できるだけの資力を有していたものと推認できるとともに、申立期間③は5か月と短期間であることから、保険料を納付しなかったと

するのは不自然である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、過年度納付により国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間①直後の昭和 62 年 7 月から同年 9 月までの保険料は、54 年 8 月から同年 10 月までの期間及び 56 年 1 月から同年 4 月までの期間の保険料が厚生年金保険との重複納付となっていたため、平成元年 9 月に充当され、1 か月分に満たない金額の保険料が還付されていることが申立人のオンライン記録により確認できることから、申立期間①は、充当処理が行われた時点で消滅時効により保険料が納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、納付したとする申立期間①の国民年金保険料額について、3 か月分で 1 万円ぐらいたったと主張しているが、申立期間①の実際の金額と乖離^{かい}している。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの期間及び平成元年 4 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4905

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月

私は、姉に勧められて、昭和41年頃に国民年金に任意加入し、集金人又は納付書により国民年金保険料を納付していた。47年1月に転居してからは、納付書により市役所で保険料を納付していた。未納が無いように保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年頃に国民年金に任意加入し、未納が無いように国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、その夫の職業に変更はなく、申立人の経済状況に特段の変化は認められないことから、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金に任意加入しており、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、住所変更手続も適切に行われていることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4906

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から8年3月まで

平成6年頃、母親が市役所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。

平成7年11月頃、母親が、学生は国民年金保険料を免除してもらえると聞いていたので、管轄の社会保険事務所(当時)で保険料の免除の申請を行ってくれた。

国民年金保険料は、平成8年の夏頃、20歳からの分を全て母親が社会保険事務所にて現金でまとめて納付してくれた。

私は、申立期間の国民年金保険料を、母親が納付してくれたにもかかわらず、免除のままとなっており、納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ6か月と短期間であり、申立人は、当該期間以外の国民年金保険料を全て納付している上、口座振替制度も利用しているなど、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、平成7年11月頃、その母親が、申立人の国民年金保険料の免除の申請を行い、8年の夏頃、20歳からの分を全て社会保険事務所ですべて納付してくれたと述べているが、オンライン記録によると、7年11月16日に申立人の保険料に係る免除の申請が行われており、申立内容と一致する上、8年8月5日に申立期間直前の保険料を一括で過年度納付していることから、その母親には、申立期間の保険料も追納するだけの資力があつたと考えられ、納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料も併せて納付したと考えても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4907

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から54年3月まで

私の妻は、昭和54年秋頃、市の広報紙で国民年金保険料の特例納付が可能となったことを知り、当時、夫婦がそれぞれ納付していなかった20歳からの保険料を遡って納付するために区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際、妻が担当窓口の職員に未納となっている夫婦二人分の20歳からの保険料額を計算するように依頼し、後日送られてきた納付書により、夫婦二人分の保険料を郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、昭和54年秋頃、市の広報紙で国民年金保険料の特例納付が可能となったことを知ったことから、夫婦二人分の国民年金の加入手続を一緒に行った後、それぞれ20歳までの保険料額を遡って計算した納付書により夫婦二人分の保険料を郵便局で納付したと主張しているところ、当時、同市において広報紙により特例納付制度の周知が行われていたこと、及び申立人の国民年金手帳記号番号が54年10月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立人の主張には信憑性が認められる上、申立人の妻が保険料を納付したとする郵便局は実在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が国民年金保険料を特例納付したとする時期は、第3回特例納付が実施されていた期間である上、申立期間は強制加入期間であったことから保険料を納付することが可能な期間であったとともに、申立人の妻が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を実際に特例納付及び過年度納

付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、「妻が申立期間の国民年金保険料を納付した後に、妻から 20 歳まで遡って保険料を納付した話を聞いた。」としており、その妻も、「申立期間の保険料を納付した際に、夫（申立人）に報告した記憶がある。」と証言している。

加えて、申立人夫婦は、申立期間当時、小売店を経営しており、現在も自社ビルにおいて事業を継続していることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料を納付するだけの資力を有していたものと考えられる。

その上、申立人は、申立期間後、国民年金保険料を全て納付しており、前納を行っている期間もみられることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 54 年秋頃、市の広報紙で国民年金保険料の特例納付が可能となったことを知り、当時、私たち夫婦がそれぞれ納付していなかった 20 歳からの保険料を遡って納付するために区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際、担当窓口の職員に未納となっている夫婦二人分の 20 歳からの保険料額を計算するように依頼し、後日送られてきた納付書により、夫婦二人分の保険料を郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年秋頃、市の広報紙で国民年金保険料の特例納付が可能となったことを知ったことから、夫婦二人分の国民年金の加入手続を一緒に行った後、それぞれ 20 歳まで遡って計算した納付書により夫婦二人分の保険料を郵便局で納付したと主張しているところ、当時、同市において広報紙により特例納付制度の周知が行われていたこと、及び申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 54 年 10 月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる上、申立人が保険料を納付したとする郵便局は実在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が国民年金保険料を特例納付したとする時期は、第 3 回特例納付が実施されていた期間である上、申立期間は強制加入期間であったことから保険料を納付することが可能な期間であったとともに、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を実際に特例納付及び過年度納付し

た場合の金額とおおむね一致していることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料を納付した後に、夫に報告した。」としており、その夫も、「妻（申立人）から 20 歳まで遡って保険料を納付した話を聞いた記憶がある。」と証言している。

加えて、申立人夫婦は、申立期間当時、小売店を経営しており、現在も自社ビルにおいて事業を継続して経営していることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料を納付するだけの資力を有していたものと考えられる。

その上、申立人は、申立期間後、国民年金保険料を全て納付しており、前納を行っている期間もみられることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から同年 3 月までの期間、51 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 53 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 53 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 43 年に会社を退職したとき、「2 週間以内に国民年金の加入
手続を行うように。」と書かれたものを離職票と一緒にもらったので、自
宅近くの市役所の出張所へ夫婦一緒に出向いて、国民年金の加入手続を行
った。国民年金保険料については、申立期間①は、同出張所の窓口で夫婦
二人分を納付した。申立期間②及び③は、45 年頃に転居した際に、市役所
の出張所で国民年金の住所変更手続を行い、同出張所で夫婦二人分の保険
料を納付し、当時使っていた国民年金手帳に領収書を貼りつけていたこと
を憶えている。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得
がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 43 年に国民年金の加入手続を行い、
市役所の出張所の窓口で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、
申立人が加入手続を行ったのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後
の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、同年 3 月と推認できること
から、加入手続を行っておきながら、加入当初の 3 か月と短期間である申立
期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間②の国民年金保険料について、申立人は、市役所の出張所

の窓口で、夫婦二人分を納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする市役所の出張所では、当時、保険料を収納していたことが確認できる上、申立期間②の前後の期間の保険料は納付済みとなっており、その前後において、申立人の住所及び職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間③について、申立人の特殊台帳では、申立期間③直後の昭和 53 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付により納付していることが確認できるが、その納付日が不明であるところ、申立人の妻は同年 4 月から申請免除となっており、申立人が同年 5 月までにその妻の申請免除の手続を行った際に、過年度納付したとも考えられることから、申立期間③についても過年度納付できた可能性を否定できない上、申立期間③は 3 か月と短期間である。

加えて、申立人は、申立期間①、②及び③を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行うなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4910

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、昭和 35 年の後半頃に、区の年金課の職員と思われる人の訪問を受け、新しく国民年金法ができて、自営業者は、国民年金に加入することになるとの説明を受けたので、夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。

昭和 36 年 4 月頃から、区の集金人が国民年金保険料の集金に来たので、私又は夫が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付した。

私は、60 歳到達時まで、1 か月の漏れもなく国民年金保険料を納付したはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年の後半頃に、区の年金課の職員と思われる人の訪問を受け、新しく国民年金法ができて、自営業者は、国民年金に加入することになるとの説明を受けたので、その夫と一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、その当時申立人が居住していた区では、区の職員が戸別訪問により、国民年金の加入勧奨を行っていたことが、当時の区の広報誌により確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人は、昭和 36 年 4 月頃から、区の集金人が国民年金保険料の集金に来たので、申立人又はその夫が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したと主張しているところ、申立人が申立期間当時居住していた区では、同年同月から、集金人による保険料の収納が行われていたことが、当時の区の広報誌により確認できることから、申立人の主張と一致する。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無く、保険料を前納している期間もあることから、保険料の納付意欲は

高かったものと認められ、その申立人が、加入当初の 12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4911

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、昭和 35 年の後半頃に、区の年金課の職員と思われる人の訪問を受け、新しく国民年金法ができて、自営業者は、国民年金に加入することになるとの説明を受けたので、妻と一緒に国民年金の加入手続を行った。

昭和 36 年 4 月頃から、区の集金人が国民年金保険料の集金に来たので、私又は妻が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付した。

私は、60 歳到達時まで、1 か月の漏れもなく国民年金保険料を納付したはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年の後半頃に、区の年金課の職員と思われる人の訪問を受け、新しく国民年金法ができて、自営業者は、国民年金に加入することになるとの説明を受けたので、その妻と一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、その当時、申立人が居住していた区では、区の職員が戸別訪問により、国民年金の加入勧奨を行っていたことが、当時の区の広報誌により確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人は、昭和 36 年 4 月頃から、区の集金人が国民年金保険料の集金に来たので、申立人又はその妻が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したと主張しているところ、申立人が申立期間当時居住していた区では、同年同月から、集金人による保険料の収納が行われていたことが、当時の区の広報誌により確認できることから、申立人の主張と一致する。

さらに、申立人は、申立期間直後から 60 歳に到達するまでの国民年金被保険者期間の国民年金保険料を全て納付している上、保険料を前納している期

間もあることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、その申立人が、加入当初の 12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考えても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 6 月まで

私は、大学を卒業した昭和 63 年 4 月頃に、父親が町役場で国民年金の加入手続を行い、平成元年 3 月まで、家族の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付してくれていた。

平成元年 2 月頃、父親が町役場から受け取った国民年金被保険者名簿の写しでは、申立期間の国民年金保険料が納付済みとされているにもかかわらず、国の記録では未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 3 か月と短期間であり、申立人の国民年金保険料を納付したとするその父親は、自身の国民年金加入期間についての保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、その父親が昭和 63 年 4 月頃、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 5 月に払い出されていることから、申立人の加入手続時期は、同年同月頃と推認され、申立内容と一致する上、申立期間当時、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとするその父親は、保険料の納付意識が高く、申立人の国民年金の加入手続を行っていないながら、加入当初の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間当時居住していた町から交付を受けた国民年金被保険者名簿の写しを、国民年金保険料を納付した証明として所持しているが、同名簿によると、昭和 63 年 4 月及び平成元年 2 月の欄に「納」の印が押されており、昭和 63 年 4 月から平成元年 2 月までの保険料が納付済み

である旨の記載がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 53 年 7 月から同年 12 月まで

私は、昭和 51 年 12 月に退職し、その直後に国民年金の加入手続きを行ったと思う。国民年金保険料を納付する気持ちがあったから国民年金に加入したのであって、保険料を納付しないのであれば加入そのものをしなければよいはずではないだろうか。加入をしながら、その後約 2 年も保険料を納付しないと考えられない。申立期間①の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間②については、前後の期間は国民年金保険料を納付している。このような不自然な納付をしたとは考えられず、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が申立期間当時居住した区の国民年金被保険者名簿に、昭和 53 年 11 月 2 日取得届受付と記載されていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号の直前の記号番号を付与された被保険者が、同年同月に国民年金に任意加入していることから、申立人は、同年同月に国民年金の加入手続きを行ったと考えられる。また、加入手続き時点において、申立人には昭和 53 年度分の国民年金保険料の納付書が発行されたと考えられ、現に申立人は申立期間②の前後である当該年度中の昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を現年度で納付していることから、途中の申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である上、申立期間は 6 か月と短期間である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、前述のとおり、昭和 53 年 11 月に国民年金の加入手続を行ったと考えられることから、51 年 12 月の退職直後に加入手続を行ったとする主張とは一致しない。

また、昭和 53 年 11 月に国民年金に加入した場合、申立期間①の国民年金保険料は過年度分となる。例えば、申立期間①の始期である 51 年 12 月の保険料については、54 年 1 月末日までであれば、時効にかからず納付をすることはできたが、申立人は、加入手続の際に、過年度保険料に関し、その納付方法及び納期限について区役所の職員から説明を受けた記憶は無いとしており、申立期間①の保険料を遡って納付した旨の主張もしていない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4914

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 11 月から 60 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月から 60 年 11 月まで

私は、昭和 59 年 11 月に会社を退職した後に、区役所の出張所で国民健康保険と併せて国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、月額 6,000 円から 7,000 円ぐらいを金融機関で納付書により納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 11 月に会社を退職した際に、国民年金に加入して年金を続けるように言われたため、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間前に申立人が勤務していた会社では、退職者には国民年金の案内をしていたはずであると回答し、また申立人が居住していた区では、申立期間当時、納付書制度が実施されていたことが確認できる上、申立人が納付したとする金額は、申立期間当時の保険料月額とおおむね一致していることから、申立人の主張に不自然さはなく信憑性がうかがえる。

また、申立人の母親は、「娘（申立人）が昭和 59 年 11 月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行い、届いた納付書により国民年金保険料を金融機関で納付していたことを聞いていた。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料は 1 か月を除き全て納付している上、住所変更手続を複数回適切に行っているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は 13 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

私は、時期は定かではないが、A区に居住していたときに、国民年金の加入手続を行ったと思う。A区に居住していたときの国民年金保険料については、自宅へ来た集金人に、私が、毎月納付していた。A区から転居した後の保険料の納付方法については、憶^{おぼ}えていない。私は、時期は分からないが、その後、保険料の納付をやめてしまったため、昭和49年6月に、再度、国民年金に加入し、保険料を納付した。申立期間のうち、保険料を納付した時期があったはずであり、この期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、時期は定かではないが、A区に居住していたときに、国民年金の加入手続を行ったと思うと主張しているところ、申立人のものと推認できる別の国民年金手帳記号番号（以下「別の手帳記号番号」という。）が、昭和41年10月以降に、A区で払い出されていることが確認できることから、申立人は、A区に居住していたときに国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、申立期間のうち、昭和42年1月から同年12月までの期間及び43年4月から同年6月までの期間について、別の手帳記号番号の特殊台帳では、当該期間の国民年金保険料が納付済みとされている。

さらに、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの期間について、別の手帳記号番号の特殊台帳によると、申立人のA区からB市への住所変更の処理は、42年12月に行われていることが確認できることから、

申立人が、この時期に、住所変更手続きを行いながら、転居直後の3か月と短期間である当該期間の国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

加えて、申立期間のうち、昭和43年7月から同年12月までの期間について、前述のとおり、申立人は、42年12月にB市に転居してからも国民年金保険料を納付していたものと推認できることから、申立人がB市に居住していたとする6か月と短期間である当該期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和36年4月から41年12月までの期間について、別の手帳記号番号の特殊台帳によれば、申立人は、42年1月に、国民年金に任意加入していることが確認できることから、当該期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和44年1月から45年3月までの期間について、別の手帳記号番号の特殊台帳に、A区からB市への住所変更の記載はあるが、その後転居したとするC市への住所変更の記載が無いことから、申立人が、C市に居住していたとする当該期間の国民年金保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和36年4月から41年12月までの期間及び44年1月から45年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から43年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月

私は、昭和36年4月から51年3月まで国民年金保険料を納付していたが、51年4月から共済組合に加入したため、町役場へ行って国民年金の資格喪失を行った。

国民年金の資格喪失日については、年金手帳には昭和51年4月1日と記載されているにもかかわらず、オンライン記録では同年3月31日とされている。1か月分の申立期間が未加入とされ保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年8月1日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、51年4月1日から共済組合の組合員となっていることから、本来であれば同日に国民年金の被保険者の資格を喪失させるところ、同年3月31日で国民年金の被保険者資格を喪失させる事情は見当たらず、同日で資格喪失とされていることは、不自然である。

また、申立人は、昭和36年4月の制度発足から国民年金に加入し、加入期間においては国民年金保険料を全て納付していることに加え、厚生年金保険に加入していた44年4月から49年7月までの期間についても、5年以上にわたって欠かさず国民年金保険料を納付している（当該期間の保険料については、後に還付）など、保険料の納付意欲が高かったものと認められ、1か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人の国民年金被保険者の資格喪失日について、申立人が所持している年金手帳には、昭和51年4月1日と記載されているが、オンライン記録には同年3月31日とされていることから、行政側の記録管理に不備

があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 平成4年4月

私は、昭和35年10月に、将来のことを考えて、当時、同居していた元妻と一緒に区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、私が自宅に来た集金人に元妻の保険料と一緒に納付していた。申立期間②の保険料については、自宅に送付されてきた納付書により最寄りの金融機関で納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、自宅に送付されてきた納付書により最寄りの金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間②の前後の期間の保険料は納付済みであることが確認できる上、申立人は、昭和46年3月の転居以降、申立期間②の前後を通じて住所や職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②のみ保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

また、申立期間②は、1か月と短期間である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和35年10月に、当時、同居していた元妻と一緒に区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付番された任意加入者の資格取得日から、39年2月又は同年3月頃と推認できることから、

申立内容と一致しない。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする元妻の申立期間①は未納である上、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いとしていることから、国民年金の加入手続後である昭和 39 年 4 月から元妻と一緒に保険料を納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 4 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 52 年 2 月から同年 3 月までの期間及び 53 年 12 月から 54 年 3 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 2 月から同年 3 月まで
② 昭和 53 年 12 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 4 月に国民年金に任意加入し、夫に勧められ、同年 10 月から付加保険料の納付も始めた。54 年 6 月以降の保険料については、夫名義の預金口座からの振替納付を始めたが、申立期間①及び②の国民年金保険料については、集金人に納付していた。不在にしたときなど集金人に納付できなかった場合には、後から郵送された納付書を使って金融機関で納付したこともあった。現に、私は申立期間①及び②の付加保険料を納付したことを示す領収証書を所持しているので、領収日に納付したことは間違いない。

しかし、日本年金機構では、納付期限を過ぎてから納付しているため、還付しているはずとの回答があったが、私には還付された記憶は無い。手元にある昭和 54 年 8 月からの預金通帳には、同年 10 月から国民年金保険料が引き落とされている記録があるので、このときには、保険料の納付は口座引き落としにしていたと思うが、その口座にも保険料が還付された記録は無い。

また、日本年金機構の説明では、付加保険料だけを後から払うことはできないとのことだが、そもそも、社会保険事務所（当時）は「払うように」ということで納付書を発行しているはずである。その納付書に従って納付したにもかかわらず、今になって「実は払うことができなかった」という姿勢は矛盾している。

申立期間の付加保険料が還付したとされ、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する納付書・領収証書には、申立期間①の付加保険料並びに申立期間②の付加保険料及び定額保険料の合計額1万3,320円を昭和54年12月13日に納付したことを示す郵便局の領収印が押されているにもかかわらず、申立人の納付記録においては、申立期間の付加保険料は未納とされている。この納付記録については、A社会保険事務所（当時）が、平成21年12月2日付けで、申立人に対して、国民年金記録の調査結果として、国民年金法の規定により、納付期限が過ぎた付加保険料については、納付することができないという考え方の下に、領収金額自体は正しいものの、申立人が所持している領収証書の納付日は昭和54年12月13日とされ、納付期限を過ぎていることから、申立期間①及び②の付加保険料は、誤納付として還付済みであり、未納期間である旨を文書で回答している。

しかし、申立人の特殊台帳などには、申立期間①及び②の付加保険料が還付されたことをうかがわせる記載が全く見当たらず、還付したとする根拠は不明である。

また、申立期間①については、昭和54年7月1日に新設されたA社会保険事務所が、上記の納付書を発行しており、同事務所が設置される前の同年6月以前に発行されたものとは考えられないことから、同年7月の時点において同事務所では、既に納付期限を経過していることにより申立期間①の付加保険料を納付することができないことが分かっていたにもかかわらず、あえて過年度分の付加保険料を含めた納付書を発行している事実が認められることに加え、申立人のオンライン記録では納付済みとされている申立期間に近接する53年2月及び同年3月については、区が保管する国民年金保険料収納一覧表では未納とされているのに、特殊台帳においては、付加保険料を含めて過年度納付されたことが記録されているなど付加保険料についても過年度納付を容認する取り扱いが行われていた事情がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から43年3月までの期間、47年10月から48年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から43年3月まで
② 昭和47年10月から48年3月まで
③ 昭和50年1月から同年3月まで
④ 昭和52年4月から55年3月まで
⑤ 昭和56年4月から62年6月まで

私は、昭和39年10月頃に、町役場で国民年金の加入手続を行った。43年3月に転居する前に、申立期間①の国民年金保険料を、まとめて集金人に納付した憶えがある。申立期間②、③、④及び⑤については、納付時期及び納付金額は忘れたが、夫の分と一緒に市役所の支所で保険料を納付していた。申立期間①、②、③、④及び⑤が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の国民年金保険料について、申立人は、昭和43年3月に転居する前に、集金人にまとめて納付したと主張しているところ、申立人が当時居住していた地域では、集金人による印紙検認方式で現年度分の保険料を徴収していたことが確認できることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①当時、申立人の夫は厚生年金保険に加入しており、その標準報酬月額は最高等級であったことが確認できることから、申立期間①の国民年金保険料を納付できるだけの資力はあったものと推認できる上、申立期間①は6か月と短期間である。

さらに、申立期間②について、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められない上、その夫は、「妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。」と証言しているとともに、申立期間は6か月と短期間である。

加えて、申立期間③の国民年金保険料について、申立人は、夫婦二人分を納付していたと主張しているところ、その夫は保険料が納付済みであることが確認できることから、申立人のみ未納とされているのは不自然である上、申立期間は3か月と短期間である。

2 一方、申立期間④及び⑤について、申立人は、市役所の支所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付金額及び納付時期についての記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である上、その夫についても保険料が未納となっている。

また、申立人が申立期間④及び⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間④及び⑤の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から43年3月までの期間、47年10月から48年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 9 月に、区役所の出張所から、「未納期間の国民年金保険料を納付できる最後の機会であるので、遡って一括で納付するように。」との連絡を受けた。同年同月に、全未納期間の保険料を現金で区役所の出張所で納付しようとしたが、20 万円しか受け取ってもらえなかったため、同年 10 月に、区役所で残りの保険料 72 万円を納付した。

申立期間が、国民年金保険料の申請免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 9 月及び同年 10 月に未納期間の国民年金保険料を遡って一括で納付したと主張しているところ、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、54 年 7 月頃と推認され、この時期は、第 3 回特例納付が実施されていた時期であること、ii) 申立期間より前の 36 年 4 月から 40 年 12 月までの期間及び申立期間直後の 45 年 4 月から 52 年 6 月までの期間の保険料が特例納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人は、54 年 7 月頃に、未納期間の保険料を遡って納付したものと推認できる。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 54 年 7 月頃より 10 年も前の申立期間が、国民年金保険料の申請免除期間とされていることは不自然である上、41 年 1 月から申立期間直前の 44 年 3 月までの期間の保険料が、平成 22 年 7 月に、申請免除から納付済みに訂正されている

ことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間は、強制加入期間であり、申立人が納付したとする金額は、昭和 54 年 7 月に、申立期間を含む 36 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を第 3 回特例納付及び過年度納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの期間及び52年4月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和52年4月から同年5月まで

私は、国民年金制度発足当時の昭和36年4月頃、区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、しばらく納付していなかったが、後日、特例納付により、夫婦二人分で10万円程度を遡ってまとめて郵便局で納付した。

また、申立期間②の国民年金保険料についても、夫婦二人分を特例納付により納付したはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、特例納付により、遡ってまとめて国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の特殊台帳によると、申立期間①の欄に「納発 18」の文字が押印されていることが確認できることから、第2回特例納付の納付書が発行されていたことが推認できる上、申立人は、昭和36年4月から強制加入となっていることから、申立期間①の保険料を特例納付により納付することが可能であった。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、夫婦二人分で10万円程度を郵便局で納付したと主張しているところ、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間①及びその夫の昭和36年4月から40年3月までの保険料について実際に特例納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人が申立期間①の保険料を納付したとする郵便局は、当時実在し、納付

書による保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間②について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付により遡ってまとめて納付したと主張しているところ、申立期間②前後の昭和 52 年 2 月、同年 3 月及び同年 6 月から同年 9 月までの期間は、第 3 回特例納付により保険料を納付している上、その夫についても、同年 2 月から同年 9 月までの保険料を第 3 回特例納付により納付していることから、申立期間②のみ未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入している上、申立期間①及び②を除いて国民年金保険料の未納期間は無く、特例納付を行うなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間、57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 58 年 1 月から同年 3 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 52 年 5 月に、市役所で国民年金の加入手続と併せて付加年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が 3 か月ごとに、定額保険料及び付加保険料の合計金額が記載された納付書により、金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料について、付加保険料を含めて金融機関で納付していたと主張しているところ、付加保険料は制度上納付期限を経過した期間については納付することはできないが、オンライン記録によると、申立期間①、②及び③の定額保険料はそれぞれの申立期間の納付期限である現年度に納付されていることが確認でき、付加保険料を納付することが可能であったものと考えられること、かつ申立期間当時、申立人が居住していた市では定額保険料と付加保険料を併せた納付書を発行していたことが確認できることから申立期間の定額保険料のみが納付済みとなっているのは不自然である。

また、申立期間①、②及び③の前後の期間の国民年金保険料は、付加保険料を含めて納付済みとなっており、それぞれの前後を通じて申立人の住所及びその夫の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことか

ら、それぞれ3か月と短期間である途中の申立期間①、②及び③の付加保険料を納付できなかった事情はうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間①、②及び③以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料は全て納付済みとなっている上、付加保険料を納付している期間もあるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から49年3月まで

私は、20歳になってしばらくは国民年金に加入していなかったが、結婚することが決まったので、昭和50年2月頃に国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、同年7月に結婚してからしばらくして、20歳まで遡って納付できることを知ったので、私の妻が、同年10月頃に金融機関で5万円から6万円ぐらいをまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年2月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、その妻が同年10月頃に、遡ってまとめて納付したと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、同年2月と推認でき、その妻が保険料を納付したとする時期は、第2回特例納付が実施されていた時期である上、申立人は、44年*月から国民年金の強制加入者であることから、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付することは可能であった。

また、申立人の妻が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間について、第2回特例納付及び過年度納付により納付した場合の金額とおおむね一致している上、その妻は、「私が、夫（申立人）の保険料を20歳に遡ってまとめて納付した。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料は全て納付済み又は免除となっており、未納期間は存在しない上、口座振替を利用するなど、国民年

金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたもの認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

国民年金制度発足当時の昭和 36 年 4 月頃、私の妻が区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、しばらく納付していなかったが、後日、妻が特例納付により、夫婦二人分で 10 万円程度を遡ってまとめて郵便局で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その妻が特例納付により、遡ってまとめて国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の特殊台帳によると、申立期間の欄に「納発 18」の文字が押印されていることが確認できることから、第 2 回特例納付の納付書が発行されていたことが推認できる上、申立人は、昭和 36 年 4 月から強制加入となっていることから、申立期間の保険料を特例納付により納付することが可能であった。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分で 10 万円程度をその妻が郵便局で納付したと主張しているところ、申立人の妻が納付したとする保険料額は、申立期間及びその妻の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料について、実際に特例納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人が申立期間の保険料を納付したとする郵便局は、当時実在し、納付書による保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、「夫婦二人分で 10 万円程度の保険料を、遡ってまとめて郵便局で納付した。」

と証言している。

加えて、申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入している上、申立期間を除いて国民年金保険料の未納期間は無く、特例納付を行うなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成4年8月及び同年9月は41万円、同年10月から5年9月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から5年10月1日まで
平成4年8月1日から5年9月30日までのA社に勤務していた期間について、実際に受け取っていた給与と比べて、オンライン記録の標準報酬月額が少ない金額となっている。申立期間の給料明細書を持っているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は19万円と記録されている。

しかし、申立人が所持する給与明細書から、平成4年8月及び同年9月は41万円、同年10月から5年9月までは36万円に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、A社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に記載された健康保険被保険者証番号はオンライン記録の厚生年金保険整理記号番号と異なった番号が使用されていることが確認できることから、平成4年10月において、申立人と同様に厚生年金保険整理記号番号と健康保険被保険者証番号が異なっている者の保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額の相違について検証したところ、健康保険被保険者証番号*番の者の厚生年金保険の標準報酬月額19万円が申立人の標準報酬月額として記録され、同被保険者証番号*番の申立人の厚生年金保険の標準報酬月額36万円が厚生年金保険整理記号番号*番の従業員の標準報酬月額として記録されていることがうかがえる。

さらに、上記の標準報酬決定通知書及びB健康保険組合の回答により、A社はB健康保険組合が作成した複写式の届出用紙を使用していることが確認できる上、同社が提出した平成4年10月の従業員全員の給与明細書において控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と健康保険の標準報酬月額が一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成4年8月及び同年9月は41万円、同年10月から5年9月までは36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和18年4月30日から同年10月1日までの期間、19年1月4日から同年8月10日までの期間、同年10月6日から20年5月1日までの期間及び21年7月30日から同年10月1日までの期間に係る船員保険料を事業主（A社。以下同じ。）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を18年4月30日に、同資格の喪失日に係る記録を同年10月1日に、同資格の取得日に係る記録を19年1月4日に、同資格の喪失日に係る記録を同年8月10日に、同資格の取得日に係る記録を同年10月6日に、同資格の喪失日に係る記録を20年5月1日に、同資格の取得日に係る記録を21年7月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、18年4月から同年9月まで及び19年1月から同年7月までは35円、同年10月から20年3月までは55円、同年4月は60円、21年7月から同年9月までは180円とすることが必要である。

なお、事業主は、昭和18年4月から同年9月まで、19年1月から同年7月まで及び同年10月から20年4月までの船員保険料を納付する義務を履行していないと認められ、21年7月から同年9月までの船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月30日から同年11月11日まで
② 昭和19年1月4日から同年8月10日まで
③ 昭和19年10月6日から20年5月1日まで
④ 昭和21年7月30日から同年10月1日まで

厚生労働省の記録によると、B社で乗船したC丸、D丸、E丸及びF丸の船員保険の被保険者記録が無い。申立期間当時の船員手帳は船の遭難により水没してしまっただが、同社の人事記録にあるように、私が乗船していた期間と違いがあるので、申立期間①から④までを船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の状況について、具体的かつ詳細に記憶している上、申立人が所持しているB社に係る人事台帳、下船履歴証明書及び離職組合員登録原票により、申立人が申立期間①においてC丸、申立期間②においてD丸、申立期間③においてE丸、申立期間④においてF丸に乗っていたことが確認できる。

また、申立期間①において、申立人が記憶するC丸の船長は、当該期間において、船員保険被保険者となっていることが、当該者の船員保険被保険者台帳により確認できる。

さらに、B社の承継会社であるG社から提出された申立人の船員保険被保険者票によると、申立期間③及び④については、E丸及びF丸に係る船員保険被保険者として記載されており、申立人が所持している人事台帳の記録と一致している。

加えて、A社が作成した喪失船舶一覧表及び社会保険庁（当時）が作成した戦時加算該当船舶名簿にはC丸、D丸及びE丸が確認でき、同社が作成したA社使用船一覧表にはF丸が確認できることから、申立期間①から④までに係るC丸、D丸、E丸及びF丸は同社に管理されていた船舶であることが確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①のうち、昭和18年4月30日から同年10月1日までの期間及び申立期間②から④までについて、A社における船員保険の被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和18年10月1日から同年11月11日までの期間については、申立人が所持する人事台帳では、C丸の乗船期間が同年4月30日から同年11月11日までと記載されているが、C丸はH記録により、同年10月1日以降運航していないことが確認できることから、申立人が当該期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、昭和18年4月から同年9月までの標準報酬月額及び申立期間②から④までの標準報酬月額については、B社が発行した申立人に係る人事台帳の記録から、申立期間①のうち、昭和18年4月から同年9月までは35円、申立期間②は35円、申立期間③のうち19年10月から20年3月までは55円、同年4月は60円、申立期間④は180円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①のうち、昭和18年4月30日から同年10月1日までの期間、申立期間②及び③については、仮に、事業主から

申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④については、A社は既に解散しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年2月1日から同年3月1日までの期間及び同年5月1日から9年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を8年2月1日に、同資格の喪失日に係る記録を同年3月1日に、同資格の取得日に係る記録を同年5月1日に、同資格の喪失日に係る記録を9年5月1日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成8年2月は9万2,000円、同年5月は18万円、同年6月から同年9月までは19万円、同年10月から9年2月までは18万円、同年3月は9万2,000円、同年4月は18万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月1日から同年3月1日まで
② 平成8年5月1日から9年6月1日まで

私は、申立期間①及び②について、A社において、B職の仕事をしていました。所持している給与明細書では厚生年金保険料を控除されているが、私の厚生年金保険の記録に反映されていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を

判断することとなる。

申立期間①及び②のうち、平成8年2月1日から同年3月1日までの期間及び同年5月1日から9年5月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書から、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成8年2月は9万2,000円、同年5月は18万円、同年6月から同年9月までは19万円、同年10月から9年2月までは18万円、同年3月は9万2,000円、同年4月は18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いため不明としているが、オンライン記録において、申立人のA社に係る被保険者資格の得喪記録については、当初、平成8年2月1日に資格を取得し、同年3月29日に同資格を喪失後、同年5月1日に再度資格を取得し、9年9月25日に同資格を喪失と記録されていたところ、申立人が退職した後の同年11月27日付けで、遡って当該記録が取り消されており、事業主から申立人の被保険者資格の得喪に係る訂正届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が二度にわたり申立人の被保険者記録を訂正することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所に対してオンライン記録どおりの被保険者資格の得喪に係る記録を取り消す旨の訂正届を提出しており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る8年2月及び同年5月から9年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間のうち、8年2月及び同年5月から9年4月までの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成9年5月1日から同年6月1日までの期間については、申立人が、「平成9年5月は勤務していないが、保険料だけを私が会社に支払った。」と説明しているところ、同年5月分の給与明細書において、厚生年金保険料の控除額が記載されているものの、勤務日数が0日であることが確認できることから、当該期間については、申立人が、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月12日は1万円、17年7月11日は1万2,000円、同年12月12日は3万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月12日
② 平成17年7月11日
③ 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については1万円、申立期間②については1万2,000円、申立期間③については3万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月12日は1万円、17年7月11日は1万2,000円、同年12月12日は3万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月12日
② 平成17年7月11日
③ 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については1万円、申立期間②については1万2,000円、申立期間③については3万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月12日は9,000円、17年7月11日は1万1,000円、同年12月12日は3万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月12日
② 平成17年7月11日
③ 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については9,000円、申立期間②については1万1,000円、申立期間③については3万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月12日は1万円、17年7月11日は1万2,000円、同年12月12日は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月12日
② 平成17年7月11日
③ 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については1万円、申立期間②については1万2,000円、申立期間③については2万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月12日は1万円、17年7月11日は1万2,000円、同年12月12日は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月12日
② 平成17年7月11日
③ 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については1万円、申立期間②については1万2,000円、申立期間③については2万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月11日は5,000円、同年12月12日は1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月11日
② 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については5,000円、申立期間②については1万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当

時) は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月12日は43万7,000円、17年7月11日は32万円、同年12月12日は48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月12日
② 平成17年7月11日
③ 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については43万7,000円、申立期間②については32万円、申立期間③については48万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月12日は22万6,000円、17年7月11日は16万8,000円、同年12月12日は25万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月12日
② 平成17年7月11日
③ 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については22万6,000円、申立期間②については16万8,000円、申立期間③については25万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月12日は32万8,000円、17年7月11日は25万2,000円、同年12月12日は36万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月12日
② 平成17年7月11日
③ 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については32万8,000円、申立期間②については25万2,000円、申立期間③については36万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月12日は21万1,000円、17年7月11日は18万円、同年12月12日は25万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月12日
② 平成17年7月11日
③ 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については21万1,000円、申立期間②については18万円、申立期間③については25万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月12日は11万7,000円、17年7月11日は18万円、同年12月12日は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月12日
② 平成17年7月11日
③ 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については11万7,000円、申立期間②については18万円、申立期間③については24万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月12日は14万1,000円、17年7月11日は12万円、同年12月12日は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月12日
② 平成17年7月11日
③ 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については14万1,000円、申立期間②については12万円、申立期間③については16万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を1万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間について1万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月11日は6万4,000円、同年12月12日は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月11日
② 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については6万4,000円、申立期間②については8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当

時) は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月11日
② 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①及び②について6万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当

時) は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月11日は4万円、同年12月12日は4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月11日
② 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については4万円、申立期間②については4万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当

時) は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月11日は2万4,000円、同年12月12日は4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月11日
② 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については2万4,000円、申立期間②については4万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当

時) は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月11日は4,000円、同年12月12日は1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月11日
② 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については4,000円、申立期間②については1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当

時) は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月11日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間について6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月11日は5,000円、同年12月12日は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月11日
② 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については5,000円、申立期間②については1万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当

時) は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月11日は5,000円、同年12月12日は1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月11日
② 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については5,000円、申立期間②については1万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当

時) は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月12日は1万円、17年7月11日は1万2,000円、同年12月12日は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月12日
② 平成17年7月11日
③ 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については1万円、申立期間②については1万2,000円、申立期間③については2万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月12日は1万円、17年7月11日は1万2,000円、同年12月12日は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月12日
② 平成17年7月11日
③ 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については1万円、申立期間②については1万2,000円、申立期間③については2万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月11日は3万円、同年12月12日は10万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月11日
② 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については3万円、申立期間②については10万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当

時) は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年5月25日
② 平成19年5月25日

平成22年4月になってから、A社は、18年5月25日及び19年5月25日支払の役員賞与について、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された第59期役員賞与計算書（支給日平成18年5月25日）、第60期役員賞与計算書（支給日平成19年5月25日）及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①及び②について、いずれも150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金

保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年5月25日
② 平成19年5月25日

平成22年4月になってから、A社は、18年5月25日及び19年5月25日支払の役員賞与について、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された第59期役員賞与計算書（支給日平成18年5月25日）、第60期役員賞与計算書（支給日平成19年5月25日）及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①及び②について、いずれも150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金

保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年5月25日
② 平成19年5月25日

平成22年4月になってから、A社は、18年5月25日及び19年5月25日支払の役員賞与について、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いのないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された第59期役員賞与計算書（支給日平成18年5月25日）、第60期役員賞与計算書（支給日平成19年5月25日）及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①及び②について、いずれも150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金

保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年5月25日
② 平成19年5月25日

平成22年4月になってから、A社は、18年5月25日及び19年5月25日支払の役員賞与について、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された第59期役員賞与計算書（支給日平成18年5月25日）、第60期役員賞与計算書（支給日平成19年5月25日）及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①及び②について、いずれも150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金

保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年5月25日
② 平成19年5月25日

私は、平成22年のねんきん定期便で、18年5月25日及び19年5月25日支払の役員賞与についての記録が記載されていなかったため、22年4月頃、会社の担当者に連絡した。

担当者の調査の結果、当時役員であった私を含め5名分の賞与支払届の申告漏れが判明したため、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された第59期役員賞与計算書（支給日平成18年5月25日）、第60期役員賞与計算書（支給日平成19年5月25日）及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①及び②について、いずれも150万円の標準賞与額に基づく厚生年

金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年4月15日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は19年10月1日、同資格の喪失日は20年4月15日であることが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年4月15日まで
② 昭和23年7月26日から同年9月1日まで
③ 昭和24年2月25日から同年7月1日まで

夫がA社に勤務していた期間のうち、昭和19年10月1日から20年4月15日までの期間、23年7月26日から同年9月1日までの期間及び24年2月25日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、それぞれの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和9年7月23日に健康保険の資格を取得していることが確認できる。

また、上記の名簿において、健康保険の資格喪失日の記載は無く、当該期間においてA社の労働者年金保険の被保険者であった同僚は、「申立人はA社に勤務していたが陸軍に召集された。」と供述していることから、申立人は同社に在籍しながら、陸軍に召集されたと認められる。

さらに、D局が証明する軍歴確認書により、申立人は、昭和17年12月

1日に陸軍に召集されており、20年10月9日に召集解除されていることが確認できる。

また、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

さらに、A社は、昭和20年4月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間のうちの、昭和19年10月1日から20年4月15日までの期間については、厚生年金保険の被保険者として資格が無かったとは考え難く、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間①については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当である。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、A社B事業所において厚生年金保険の被保険者記録のある同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和22年2月1日に資格を取得し、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったことに伴い23年7月26日に資格を喪失し、その後再び同社が新規適用事業所になった同年9月1日に資格を取得したことが確認でき、同社は申立期間②において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は既に死亡しており、申立人の妻も申立期間②は申立人と婚姻しておらず、当時の状況を確認することができない上、A社B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主と連絡を取ることができず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は既に死亡しており、申立人の妻も当該期間は申立人と婚姻しておらず、当時の状況を確認することができない上、A社B事業所は、昭和24年2月25日に厚生年金保険の適用事業所でなく

なり、同社C事業所は、同年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているため、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社C事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚は、申立人を記憶しているものの、申立人の在籍期間及び申立人の厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることはできない。

さらに、A社C事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成15年12月18日の標準賞与額に係る記録を91万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月18日
ねんきん定期便が届いて記載内容を確認したが、平成15年12月の賞与の記録が欠落している。賞与の明細書では厚生年金保険料が控除されているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書及びA社の顧問税理士が提出した賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書から91万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の顧問税理士は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成15年12月18日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和40年10月1日から41年3月25日までの期間について、A社の事業主は、申立人が40年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、41年3月25日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年7月頃から41年3月25日まで
私は、申立期間においてA社に工員として継続して勤務していたが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間について調査し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述等から、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

申立期間のうち、昭和40年10月1日から41年3月25日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人と同姓同名で、生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和40年10月1日、資格喪失日は41年3月25日）が確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社には自身のほかに同姓同名の従業員はいなかった旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は申立人が昭和40年10月1日に被保険者資格を取得し、41

年3月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者原票の記録から、1万6,000円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和40年7月頃から同年10月1日までの期間について、複数の同僚は、A社は申立期間当時、学校からの新卒採用者の場合は、入社と同時に厚生年金保険に加入していたが、中途採用者は3か月の試用期間が定められ、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかった旨を供述している。

また、同僚の一人は、申立期間後ではあるが、自身が現場の班長るとき、中途採用者の採用時に3か月の試用期間があり、その間は社会保険に加入できないこと等について説明をしていた旨を供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてきたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月12日は1万6,000円、17年7月11日は1万5,000円、同年12月12日は3万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月12日
② 平成17年7月11日
③ 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については1万6,000円、申立期間②については1万5,000円、申立期間③については3万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月11日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間について5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年5月1日から6年3月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち平成6年3月31日から同年4月20日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年4月20日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から6年4月20日まで

A社に勤務した期間のうち、平成4年5月から6年2月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の標準報酬月額より低い額に訂正されている上、同年3月の厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成4年5月1日から6年3月31日までの期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年3月31日）より後の同年4月20日付けで、4年5月まで遡って20万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人から提出された申立期間当時の給与明細書から、平成4年5月から6年2月までの期間において申立人が主張する標準報酬月額（53万円）に相当する厚生年金保険料が申立人の給与から控除されて

いたことが確認できる。

さらに、A社の複数の同僚は、「申立期間当時、会社は経営不振で社長が社会保険事務所と協議していた。」、「申立人は工場長であり、社会保険事務には関与していない。」と証言しており、同社において製造担当の工場長として勤務していた申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成6年3月31日から同年4月20日までの期間については、申立人から提出された給与明細書、雇用保険記録及び複数の同僚の証言から、申立人が当該期間にA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年3月31日）より後の平成6年4月20日付けで、同年3月31日とする処理が行われている上、申立人を除く3名についても、同様の処理が行われていることが確認できる。

さらに、当該訂正処理前の記録及びA社の商業登記簿謄本から、平成6年4月20日において、同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において当該事務処理を行う合理的な理由は無く、申立人が平成6年3月31日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該資格喪失の処理日である同年4月20日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該訂正処理前の社会保険事務所の記録及び申立人から提出された給与明細書から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月11日は6,000円、同年12月12日は1万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月11日
② 平成17年12月12日

平成22年になってから、A社の事業主は、賞与支払届の申告漏れに気づき、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については6,000円、申立期間②については1万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当

時) は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和34年4月1日から同年4月16日までの期間について、申立人のA社C営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年4月1日と認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間のうち、昭和35年4月1日から同年5月1日までの期間及び36年6月30日から同年7月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を35年4月1日に、同資格の喪失日に係る記録を36年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和35年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和36年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から同年4月16日まで
② 昭和35年4月1日から同年5月1日まで
③ 昭和36年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和33年4月1日から平成7年10月24日まで、A社に勤務していた。厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間①については、転勤した際の前後の事業所における資格取得日と喪失日が一致しておらず、申立期間②及び③については、それぞれ、転勤した際に1か月の被保険者期間の空白が生じているが、この間私は継続して勤務していたので、申立期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B営業所及び同社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は同社B営業所で昭和34年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社C営業所で同年4月16日に同資格を取得しており、空白期間がある。

しかし、A社の人事記録には、異動の記録は記載されていないが、同社に継続して在籍した記録となっている。

また、申立人によると、この空白期間はA社B営業所から同社C営業所への異動に伴うものであり、異動日は昭和34年4月1日であったと記憶していると述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和34年4月1日と認められる。

申立期間②及び③について、A社の人事記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（申立期間②は、昭和35年4月1日に同社C営業所から同社D営業所に異動、申立期間③は、36年7月1日に同社D営業所から同社B営業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額については、申立人のA社D営業所における昭和35年5月及び36年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は記録を保存しておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は記録を保存しておらず不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録及び同社C工場における同資格の取得日に係る記録をそれぞれ昭和20年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年9月は110円、同年10月から21年3月までは200円、同年4月から22年3月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和20年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、また、同年10月から22年3月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月30日から22年4月1日まで
私は、昭和19年10月にA社に入社し、49年12月31日に定年で退職するまで継続して勤務した。しかし、厚生年金保険の記録によると、20年9月30日から22年4月1日までの期間は被保険者となっていないとのことだが、納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社が保管するA社の従業員台帳及び人事発令記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和20年10月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和20年8月の社会保険事務所(当時)の記録から同年9月は110円、申立人の同社C工場における22年4月の社会保険事務所の記録及び21年4月の標準報酬月額の改定から判断すると、20年10月から21年3月までは200円、同年4月から22年3月までは600円とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、昭和 20 年 9 月については、事業主が申立人の資格喪失日を同年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められ、昭和 20 年 10 月から 22 年 3 月までについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和50年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月16日から同年2月1日まで

私は、昭和32年2月1日から平成5年7月末日までの期間、A社に継続して勤務し、その間の昭和39年10月1日から50年1月15日までB社に出向したが、出向が解除され、A社に戻った際の同年1月16日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険被保険者の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和50年1月16日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したかは不明としているが、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書に、申立人の厚生年金保険の資格取得日が昭和50年2月1日と記載されていることが確認できることから、事業主が同

日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 10 日から 37 年 7 月 16 日まで
年金受給の手續に社会保険事務所(当時)に行った際、A社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給されたことになっていることを初めて知った。申立期間当時は脱退手当金の制度を知らず、請求した記憶は無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年3か月後の昭和38年10月3日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より後の2回の被保険者期間については、当該脱退手当金の支給決定日より前であるにもかかわらず、その計算の基礎とはされておらず未請求となっている。

さらに、当該脱退手当金の支給決定日以前における3回の被保険者期間のうち、支給決定日の直近の2回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている2回のうち1回の被保険者期間は、申立期間と同一番号で管理されていたにもかかわらず、脱退手当金に含まれていないことは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

神奈川県厚生年金 事案 4820 (事案 2404 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年6月30日から同年7月1日までの期間についての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月30日から同年8月1日まで
勤務していたA社が、昭和30年6月4日にC区からD区に移転したが申立期間も会社を辞めたことは無く、継続して勤務し、保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にA社及びB社（A社がD区に移転した後の名称）に勤務していたことは、申立人の当時の日記と同僚の証言から推認できる。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社は昭和30年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており（以下「全喪」という。）、B社は同年8月1日に新しく適用事業所となっていることから、申立期間において、A社及びB社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人と同様にA社及びB社に勤務していた同僚は、「昭和30年6月頃に勤務先がA社からB社に変わったが、同社の給与から保険料が控除され始めたのは同年8月からであったと記憶している。」と述べている。

さらに、A社及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなってお

り、それぞれの事業主も連絡先が不明であることから、申立人の申立期間に係る保険料の控除について、事業主に照会することができない上、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 3 月 30 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人は新たに保険料控除が確認できる資料が見付かったとして昭和 30 年 1 月から 31 年 3 月までの期間に係る金銭出納帳を提出し再申立てを行っており、申立期間のうち 30 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間について、同出納帳には同年 6 月の保険料を同年 7 月 15 日に給与から控除された旨の記載がある上、その控除額も当時の保険料率から計算した保険料額と一致することから、同年 6 月の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、同僚の証言から、申立期間における A 社は厚生年金保険法の適用事業所としての要件を備えていたことが認められる。

なお、昭和 30 年 6 月の標準報酬月額については、上記の出納帳の厚生年金保険料控除額から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A 社は、昭和 30 年 6 月 30 日に全喪となっており、当該期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、申立人の日記の記載から、同社は、当該期間においても 5 名以上の従業員が在籍していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人の昭和 30 年 6 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は A 社が同年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる処理を行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る同年 6 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人の同年 6 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 30 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、上記の出納帳の同年 8 月欄に同年 7 月の保険料控除の記載が無く、このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和21年8月1日に、B社（現在は、C社）における同資格の取得日に係る記録を23年8月25日に訂正し、21年8月から23年3月までの標準報酬月額を600円、同年8月及び同年9月の標準報酬月額を8,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月1日から23年4月1日まで
② 昭和23年8月25日から同年10月1日まで

夫は、昭和19年から44年までB社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

申立期間①は、B社から関連会社のA社に出向して、事業規模縮小による残務整理をしていたと思う。

申立期間②は、B社に戻り、D業務をしていたと思う。

これら申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社が提出した辞令簿、雇用保険の記録及びB社の社史から判断すると、申立人は、B社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和21年8月1日に同社本社からA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

23年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

申立期間②について、上記の辞令簿、雇用保険の記録及びB社の社史から判断すると、申立人は、B社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和23年8月25日にA社からB社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和23年10月の社会保険事務所の記録から、8,100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成2年3月21日、資格喪失日が10年8月16日とされ、当該期間のうち同年7月11日から同年8月16日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社B工場における資格喪失日を同年8月16日とし、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月11日から同年8月16日まで

私は、平成2年3月21日からA社B工場に勤務していたが、10年7月に転勤先が決まらないまま転勤を命じられたため、転勤先が決まるまでの間は同社C工場に応援に行っていた。その後、同社D工場へ同年8月16日付けで転勤したが、同社B工場の資格喪失日が同年7月11日となっているため、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落している。当時の給与明細書もあり、厚生年金保険が控除されていることが確認できるため、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成2年3月21日、資格喪失日が10年8月16日とされ、当該期間のうち同年7月11日から同年8月16日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない

期間と記録されている。

しかし、申立人の在職期間に関するA社B工場の回答、同社B工場が加入している健康保険組合の記録及び申立人の所持する給与明細書から、申立人はA社に継続して勤務し（平成10年8月16日に、同社B工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年8月の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成10年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和20年4月1日、資格喪失日は23年9月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和20年4月から21年3月までは110円、同年4月から同年12月までは540円、22年1月から23年8月までは600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から23年9月1日まで

私は、旧戸籍の氏名で、昭和19年頃からA社の子会社で外地にあったB社に勤務していたが、同年9月に陸軍に入営となり、20年9月に復員したところ、同社は終戦時に閉鎖されていたため、A社の社員として復職し、23年8月31日まで勤務していた。

私の戸籍は、戦災で焼失したことから戦後に再製されたが、再製時に家族内での呼び名で届け出されたため、現在の戸籍の名前は焼失前の名前とは異なっている。A社では、B社へ届け出していた焼失前の旧戸籍の名前で勤務していた。

A社に勤務した期間の年金記録が無いため、年金事務所に問い合わせたところ、旧戸籍の名前での記録が見付かったが、それが私の名前であることが証明できないため、記録を統合してもらえなかった。

A社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が、「焼失前の戸籍に記載されていた自分の名前である。」と主張する氏名と同姓同名で、かつ申立人と同じ生年月日の者が、昭和20年4月1日に被

保険者資格を取得し、23年8月1日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、複数の同僚が、上記の被保険者名簿の氏名について、申立人と同一人物であり、申立人がA社に勤務していた旨の証言をしている。

さらに、上記の被保険者について、C福祉保健局が保管する陸軍戦時名簿を調査したところ、本籍地及び父親の名前は、現在の申立人の戸籍謄本における記載内容と一致していることが確認できる。

これらのことから、上記の被保険者記録は、申立人の記録であると認められる。

また、上述のとおり、当該被保険者名簿によると、申立人のA社における資格喪失日は、昭和23年8月1日となっている。

しかしながら、A社が保管する厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日は、昭和23年9月1日と記載されているところ、同社は、「当該名簿は、当時作成されたものである。」と回答している。

また、A社健康保険組合が保管する被保険者名簿においても、申立人の資格喪失日は、昭和23年9月1日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和20年4月1日に被保険者資格を取得し、23年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行っていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社が保管する被保険者名簿の記録から、昭和20年4月から21年3月までは110円、同年4月から同年12月までは540円、22年1月から23年8月までは600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年2月21日から同年3月24日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年2月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は申立期間のうち、昭和39年7月12日から40年7月12日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を39年7月12日に、同資格の喪失日に係る記録を40年7月12日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年2月21日から同年3月24日まで
② 昭和39年7月12日から40年7月12日まで

私は、昭和33年4月から平成7年1月までA社に継続して勤務していたが、同年1月の定年退職セミナーで指導があったので年金記録を調べたところ、同社B支店から同社C支店へ転勤となった昭和35年2月21日から同年3月24日までの期間と、D組合からA社本店へ復職した39年7月12日から40年7月12日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落していることが判明した。調査の上、これらの期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主が保管する従業員名簿（人事記録）及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和35年2月21日に同社B支店から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、事業主が保管する従業員名簿（人事記録）、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、A社のグループ事業所に継続して勤務し（昭和39年7月12日にD組合からA社本店に異動、40年7月12日に同社本店からD組合に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、同時期に入社した同僚のA社本店における当該期間の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る39年7月から40年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和46年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月11日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年4月から同年9月までは3万6,000円、同年10月及び同年11月は4万5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年12月11日まで

私は、昭和46年4月1日から同年12月10日までA社（現在は、B社）で勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。給与明細書等は残っていないが申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「昭和45年10月にC職業訓練校のD科に入校し、46年3月に同校を終了し、同校のあっせんにより同年4月からA社の本社に勤務した。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が1日相違（昭和23年*月*日）する者の記録（資格取得日は昭和46年4月1日、資格喪失日は同年12月11日）が確認できる。

また、申立人が申立期間前後に取得した厚生年金保険被保険者資格の生年月日は、上記の被保険者記録の生年月日と同じ昭和23年*月*日であることが確認できるところ、申立人は、「結婚後に生年月日が1日誤っていたことが分かり、年金請求の際に生年月日の記録を訂正処理した。」と供述している。

さらに、オンライン記録において、上記の被保険者記録の手帳記号番号

(*) は上記の者と氏名の異なる別人の被保険者記録として管理されていることが確認できる上、上記の被保険者記録の厚生年金保険手帳記号番号は、申立人が従前の事業所で取得した手帳記号番号(*)と1桁相違していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 46 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 12 月 11 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の A 社に係る標準報酬月額については、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 46 年 4 月から同年 9 月までは 3 万 6,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 4 万 5,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和43年7月1日に、同資格の喪失日に係る記録を同年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月1日から同年7月31日まで

私は、昭和43年7月1日にA事業所に就職後、同年7月30日まで勤務したが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するB事業所が発行した雇用証明書から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

また、B事業所から提出された給与台帳の記録には、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた旨が記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与台帳の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社

会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月1日から同年11月13日まで
私は、昭和41年4月1日から現在まで、継続してA社でD業務の勤務についているが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落している。

昭和48年10月1日付けでA社のC工場からB工場に異動しているが、この期間について記録が欠落するような理由は無いので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出されたA社発行の辞令簿及び同社から提出のあった人事通達から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和48年10月1日に、同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和48年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 1 日から 35 年 8 月 30 日まで
② 昭和 36 年 2 月 6 日から 37 年 2 月 28 日まで

以前、社会保険事務所（当時）で年金加入記録を調べてもらった時、申立期間については脱退手当金を支給済みであると言われた。

最近、A 県の第三者委員会からアンケートが届き、その後、担当者と当時の話をする中で、自分も調査をしてもらいたいと思い今回申立てをすることにした。

私は、会社から退職時に退職金や脱退手当金を受け取った記憶が無く、また、自分でも請求手続をした記憶が無いことから、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間②の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前 1 ページ、後 2 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 2 月 28 日の前後 3 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の支給記録がある者は申立人以外に 3 名確認できるところ、3 名全員が資格喪失日から 1 年以上経過してから支給決定されていることから、事業主により代理請求がなされたことをうかがうことはできないことを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている

が、これを失念するとは考え難い。

さらに、オンライン記録において、申立期間の脱退手当金は昭和 37 年 8 月 31 日に支給決定されたこととなっているが、申立人は、その直後の同年 11 月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和42年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月21日から同年10月1日まで

私は、昭和37年3月1日にA社本社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同社を60年5月30日に退職するまで継続して勤務していたが、42年9月21日から同年10月1日までの期間の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述、A社の当時の経理及び社会保険事務担当者の供述から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続して勤務（昭和42年9月21日に、同社本社から同社B事業所（適用事業所としての名称は、A社）に異動）していたことが認められる。

また、上記の経理及び社会保険事務担当者は、「申立期間においても、給与計算等を担当していたが、私が担当であった間に、社会保険料を控除しなかった月は無かった。」旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年10月のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社本社は、昭和42年9月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社は、申立期間後の同年

10月1日から適用事業所としての記録があり、申立期間において適用事業所としての記録が無いが、閉鎖登記簿謄本から同社が法人の事業所であったことが確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社において同年9月21日に12名が資格を喪失しているところ、うち8名は同社の同年10月1日の新規適用日において資格を再取得していることが確認できることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和43年4月5日）及び資格取得日（44年5月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月5日から44年5月1日まで

私は、昭和40年にA社に入社し、46年11月までB社（現在は、C社）D工場で同社E課の従業員と、F業務をしていた。勤務していた期間の中間が厚生年金保険の欠落期間となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、A社において昭和40年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、43年4月5日に同資格を喪失後、44年5月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録及び申立期間にA社及びB社に勤務していた複数の同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時に申立人と同一の業務に従事していたA社の複数の同僚は、「申立人は、申立期間においても同社に継続して正社員として勤務していた。」と証言している。

さらに、当該複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年3月及び44年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、A社の元事業主は、同社は既に解散しているため、当時の資料が無く、届出及び納付に関しては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年4月から44年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和24年7月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年7月は600円、同年8月から24年4月までは1,200円、同年5月及び同年6月は3,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月5日から24年7月1日まで

私は、B社を離職後、昭和22年12月にA社に入社し、C職として勤務していた。当初、同社での記録は24年7月1日が資格取得日とされていたが、その後、22年12月8日からの記録は見付かった。しかし23年7月5日から24年7月1日までの記録が欠落している。同社において継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚から提出のあった、昭和23年7月22日にA社の作業場であるD港で撮った同僚との写真において申立人が確認できる上、この同僚は「申立人と同じC職として23年4月から24年8月までは、A社の同じ現場で申立人と共に勤務していた。」と供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和23年7月5日に資格を喪失し、24年7月1日に、異なった被保険者番号で資格を取得し、25年3月27日に資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、当該被保険者名簿において、申立人の1度目の資格喪失日は、昭和23年7月5日と記載されているものの、その記載は不鮮明な

上、資格喪失後の同年8月において標準報酬月額の改定記録が記載されている。

また、当該被保険者名簿には、A社が適用事業所でなくなった日(以下「全喪日」という。)は、昭和25年1月1日となっており、申立人の資格喪失日は記載されていないにもかかわらず、申立人の被保険者台帳によると、2度目の資格喪失日は、同社の全喪日より後である同年3月27日と記載されている。

さらに、当該被保険者名簿には、複数の者について、記載されている被保険者記録とオンライン記録とが一致していない。

加えて、厚生年金保険被保険者番号払出簿を確認したところ、当初の資格取得時における申立人の厚生年金保険被保険者番号欄に、別人の氏名が記載されている。

これらのことから、社会保険事務所(当時)において、A社に係る被保険者についての記録管理が適正に行われていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であると認められることから、申立人のA社における資格喪失日は、24年7月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載から、昭和23年7月は600円、同年8月から24年4月までは1,200円、同年5月及び同年6月は3,500円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年11月1日から6年5月31日まで
オンライン記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が著しく低くなっていることを知った。申立期間当時もそれ以前と変わらずに、同じぐらいの額の給与を受け取っていたので、申立期間の標準報酬月額を適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年5月31日）より後の平成6年7月22日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人以外の4名についても標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の商業登記簿謄本により、申立期間当時は同社の取締役であったことが確認できるが、同社の事業主（申立期間当時は、経理担当の取締役）は、「申立人は、A社ではB職を担当しており、標準報酬月額の遡っての訂正処理については知り得る立場にはいなかった。」と回答していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成3年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月31日から同年2月1日まで

私は、平成2年11月5日から3年1月31日までA社に継続して勤務していたが、同年1月31日から同年2月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の人事担当者の証言及び平成3年1月分の給与明細書から、申立人が申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社は「給与は月末締めで当月払いである。」と回答しており、上記の人事担当者は、「厚生年金保険料は、当月控除であったと思う。」と述べていることから、上記の給与明細書において控除が確認できる厚生年金保険料は、平成3年1月の保険料であることが認められる。

さらに、上記の人事担当者は、「資格喪失日を誤って届け出た。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年1月分の給与明細書の保険料控除額から28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は当時の資料が無く不明としているが、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の離職日の翌日となっており、両者の喪失記録が一致していることから、社会保険事務所（当時）と公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が平成3年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年5月27日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年2月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年5月から同年11月までは120円、同年12月及び22年1月までは180円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月27日から22年2月1日まで
私は、昭和21年5月27日から22年1月31日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名が記載されており、資格取得日が昭和21年5月27日とされ、資格喪失日の記載が無く、同年12月に標準報酬月額の改定の記録が確認できる。

一方、申立人は、A社の後に勤務したB社の代表取締役の子供の誕生をA社在職中に聞いたと述べているところ、当該子供の誕生日は昭和22年1月*日であることが確認できる。

また、申立人は、B社に就職するためにC県に引っ越したのは昭和22年2月11日であり、A社には同年1月末まで勤務していた旨を述べている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の主張する昭和21年5月27日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22年2月1日に同資

格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿に記載されている申立人の被保険者記録から、昭和21年5月から同年11月までは120円、同年12月及び22年1月までは180円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和43年3月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月10日から同年4月10日まで
私は、昭和39年4月1日から平成13年12月31日までA社に勤務していたが、同社B工場から同社本社に転勤した際の昭和43年3月10日から同年4月10日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和43年3月10日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険被保険者資格の取得届の記載を誤ったと回答していることから、事業主が昭和43年4月10日を厚生年金保険被保険者の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和32年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月20日から同年8月1日まで

私は、昭和32年4月にA社に入社し、同社が倒産したために同年9月頃退職した。年金事務所から同社に係る厚生年金保険の記録が見付かったとの連絡があったが、その記録を見ると申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていなかったため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の具体的な記憶から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同じ仕事をしていた同僚は、申立期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、上記同僚は、「最後の出勤日まで申立人は継続して勤務しており、勤務内容及び勤務形態の変更も無かった。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 33 年 3 月 5 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、37 年 1 月 21 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 33 年 3 月から同年 7 月までは 8,000 円、同年 8 月から 35 年 7 月までは 1 万円、同年 8 月から 36 年 7 月までは 1 万 4,000 円、同年 8 月から同年 12 月までは 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 5 日から 37 年 1 月 21 日まで

私は、昭和 33 年 3 月 5 日に A 社 B 工場に入社し、37 年 1 月 21 日に同社 C 工場に転勤するまで継続して勤務していたが、33 年 3 月 5 日から 37 年 1 月 21 日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の基礎年金番号と同一の被保険者番号であり、申立人と同じ名前の漢字が一字違う者が、昭和 33 年 3 月 5 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、37 年 1 月 21 日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、A 社が保管する従業員名簿及び社会保険台帳によると、申立人と同じ名前の者が昭和 37 年 2 月 1 日に同社 C 工場に転勤したことが記載されている上、同従業員名簿には、上記の被保険者の名前の一字が訂正され、申立人の名前となっていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険台帳記号番号払出簿において、昭和 33 年 3 月 5

日にA社B工場で払い出された上記の被保険者の記号番号と、申立人の同社C工場における記号番号は同一であることが確認できる。

加えて、A社B工場の厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚から、同社B工場の従業員には申立人と同じ名前の者はいなかったとの証言を得ている。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であると認められ、申立人が昭和33年3月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、37年1月21日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和33年3月から同年7月までは8,000円、同年8月から35年7月までは1万円、同年8月から36年7月までは1万4,000円、同年8月から同年12月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和52年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月28日から同年5月6日まで
私は、昭和49年から52年までA社に勤務していたにもかかわらず、C県にある同社B工場からD県E市に勤務地が異動した際の申立期間の年金記録が欠落している。給与明細書も持っており、被保険者期間に欠落があることに納得いかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持している給与明細書により、申立人がA社において継続して勤務し（同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人はゴールデンウィークを利用して引っ越しを行い、昭和52年5月からD県E市のA社本社に勤務したとしているところ、申立人が所持している給与明細書の厚生年金保険料控除額及びオンライン記録の標準報酬月額が同年5月から変更されていることから、同年5月6日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和52年3月の社会保険事務所（当時）の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月3日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間について船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年2月までは75円、同年3月から同年10月までは100円、同年11月から21年1月までは80円、同年2月及び同年3月は250円、同年4月から同年10月までは390円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月3日から21年11月1日まで
船員保険被保険者期間に対して期間調査を行ったところ、年金事務所から回答があったが、船員手帳に記載されているA船にD職として乗船していた2か所の期間を含め、昭和21年11月1日までの期間が加入期間として確認できなかった。船員手帳には、乗船期間がきちんと記載されているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の船員保険の資格取得日は、昭和21年11月1日となっている。

しかしながら、申立人に係る船員保険被保険者臺帳においては、昭和21年11月1日は標準報酬月額が変更された日付として記録されており、同臺帳には資格取得日については空欄となっている。

このことについて日本年金機構の担当者に照会したところ、「現在、理由は不明だが、船員保険被保険者臺帳から申立人は、昭和21年11月1日より前に被保険者資格を取得していたと考えられる。」と回答している。

また、申立てに係る船員被保険者名簿は、当時B社における船舶ごとの船員保険被保険者名簿とC会として書き換えられた被保険者名簿（以下

「C会に係る被保険者名簿」という。)が存在しており、両者を縦覧したところ、同会に係る被保険者名簿の申立人の欄には、標準報酬等級「13」、備考欄「21.4.1」の記載が確認できる。

さらに、C会に係る被保険者名簿において、資格取得日の記載のある者は全て、昭和20年4月1日以降の資格取得日とされていることから、当該被保険者名簿は同日以降に更新されたことがうかがえるところ、当該被保険者名簿には、資格取得日及び資格喪失日の記載が無い者が申立人を含め多数存在しており、社会保険事務所において同会に係る被保険者名簿の記録の管理が適正に行われていたとは考え難い。

加えて、申立人の船員手帳には、B社が運航していたC会所属のA船に、昭和19年10月3日から20年7月17日までの期間及び同年11月1日から21年7月22日までの期間に乗船していた旨の記載が確認できるほか、前者の期間(9級)と後者の期間(7級)の標準報酬等級の記載がある。

なお、申立人は、申立期間においてC会(B社)所属の船舶に連続して乗船していることから、上記の船員手帳によって下船していることが確認できる期間(昭和20年7月17日から同年11月1日までの期間及び21年7月22日から同年11月1日までの期間)については予備船員であったと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年10月3日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、船員手帳に記載されている標準報酬等級から、昭和19年10月から20年2月までは75円、同年3月から同年10月までは100円、同年11月から21年1月までは80円、同年2月及び同年3月は250円、同年4月から同年10月までは390円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和50年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月16日から同年5月16日まで

私は、A社においてB業務を担当し、昭和44年4月1日から平成18年3月16日まで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が1月欠落している。

退職したことは無かったため、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の人事異動通知及び個人経歴記録表並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和50年5月16日に、同社本社から同社C事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和50年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と述べているものの、申立人のA社本社における資格喪失日を昭和50年4月16日として届け出たと回答していることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料に

ついて納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料納付義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、A社の事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和40年4月1日にA社に就職し、平成15年3月末日まで同社に継続して勤務していたが、昭和42年3月31日から同年4月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和42年4月1日に同社B工場から同社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったもの

の、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和48年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月28日から同年3月1日まで

私は、A社に昭和41年7月1日に入社し、48年2月28日まで勤務していた。厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年3月1日で、被保険者期間は80か月となるはずである。入社した41年7月の給与から社会保険料が控除され、退職した月の48年2月の給与からも厚生年金保険料が控除されている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の給与明細書のうち、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得月である昭和41年7月の給与明細書に厚生年金保険料が控除されていた旨の記載があることから、同社においては、厚生年金保険料は当月の給与から控除していたものと認められるところ、48年2月の給与明細書から、厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する昭和48年2月の給与明細書の保険料控除額から、7万2,000円とすることが妥当

である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、確認することができないが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和48年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和49年6月21日から同年7月1日までの期間について、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年6月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和59年7月1日から同年7月7日までの期間について、申立人のA社E支社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同年7月1日と認められることから、申立人の同社E支社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年6月21日から同年7月1日まで
② 昭和59年7月1日から同年7月7日まで

私は、A社に昭和49年4月1日に入社し、現在まで継続して勤務しているが、同年6月21日から同年7月1日までの期間及び59年7月1日から同年7月7日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。同社が発行した勤務証明書及び給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社が発行した勤務証明書、給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和49年6月21日に、同社本社から同社C支社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細

書に記載されている厚生年金保険料控除額から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、上記の勤務証明書及び雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間②を含む現在まで継続して勤務していることが確認できる上、上記の勤務証明書には、申立人が、A社D支社から同社E支社に昭和59年7月1日に異動していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社E支社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和59年7月1日であると認められることから、同社E支社における申立人の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和37年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月28日から同年3月1日まで
私は、昭和26年から平成4年まで、C社及びその子会社に勤務していた。それにもかかわらず、C社の子会社であったA社B工場からC社D工場へ転勤した際の昭和37年2月28日から同年3月1日までの年金記録が欠落している。厚生年金保険料は毎月控除されていたはずなので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社から提出された労働者名簿及び健康保険組合の適用台帳から判断すると、申立人が同社のグループ会社に継続して勤務し（A社B工場からC社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が保管していた日記帳の昭和37年2月28日に、「B工場最後の出勤」と記載されており、同年2月28日まではA社B工場に勤務していたことが確認できることから、同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和37年1月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否

かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和31年5月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、33年8月20日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年5月から32年8月までは1万8,000円、同年9月から33年7月までは3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年5月1日から33年8月20日まで
私が所持する船員手帳では、A社の船舶Bに昭和32年2月16日雇入れ、33年9月9日雇止めとなっているにもかかわらず、申立期間は同社における船員保険被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人はC社において、昭和31年5月1日に被保険者資格を取得し、32年8月20日に同資格を喪失している。

しかしながら、申立人が所持する船員手帳から、申立人は申立期間においてA社所属の船舶Bに乗っていたことが確認できる。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の船員保険被保険者記録（昭和31年5月1日に資格を取得し、33年8月20日に資格を喪失。）が確認できる。

このことについて申立人の船員保険被保険者台帳を確認したところ、事業所名称はA社の社名が記載されているが、事業所記号はC社のものとなっている。また、資格喪失日は、昭和33年8月20日と記載されているが、

オンライン記録に入力する際、当該台帳に記載されているC社の記号を入力し、資格喪失日についても33年を32年として誤って入力したことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和31年5月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、33年8月20日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の船員保険被保険者記録から、昭和31年5月から32年8月までは1万8,000円、同年9月から33年7月までは3万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、E社）C工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和24年8月21日に、D社における同資格の取得日に係る記録を25年11月16日に訂正し、24年8月の標準報酬月額を7,000円、25年11月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月21日から同年9月3日まで
② 昭和25年11月16日から同年12月1日まで

私は、昭和22年10月1日から平成5年6月28日まで一貫してE社及び同社の関連子会社に勤務しており、異動は転勤命令であることから、厚生年金保険被保険者期間に欠落が生じるはずが無い。しかし、A社B工場から同社C工場へ異動した際の昭和24年8月及びA社C工場からD社へ異動した際の25年11月の被保険者記録が欠落している。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社が提出した従業員カード及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社及び同社の関連会社に継続して勤務し(昭和24年8月21日に同社B工場から同社C工場に異動、25年11月16日に同社C工場から同社の子会社であるD社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和24年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、同年8月は7,000

円、D社における25年12月の社会保険事務所の記録から、同年11月は8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成元年9月25日に、同資格の喪失日に係る記録を同年10月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月25日から同年10月16日まで

私は、平成元年9月25日から同年10月15日までA社に勤務していたが、厚生年金保険料が控除されていた同年9月25日から同年10月16日までの厚生年金保険の加入記録が無い。証明するものとして、当時の給料明細書及び源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給料明細書及び申立人の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人の所持する平成元年9月分給料明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成元年9月分給料明細書の保険料控除額から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履

行したか否かについては、A社は既に解散している上、事業主は既に死亡しており確認はできないが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年3月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年4月14日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月10日から26年4月14日まで
私は、申立期間においてA事業所（B所属）にC職として勤務していたが、年金事務所の記録によると、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D事業所が保管していた登録票において、申立人が、A事業所に昭和25年3月9日に雇い入れられ、26年4月13日に退職している旨の記載が確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名が確認でき、資格取得日が昭和25年3月10日と記載されている。

さらに、上記の被保険者名簿には、申立人の資格喪失日は記載されていないが、A事業所に係る被保険者カードにおいて、申立人の資格喪失日は昭和26年4月14日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和25年3月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年4月14日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成4年3月から同年9月までは34万円、同年10月から5年3月までは36万円、同年4月から同年10月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年11月30日まで
私の厚生年金保険の被保険者記録では、A社に勤務していた期間のうち、平成4年3月から5年10月までの標準報酬月額が20万円となっているが、当時の報酬月額と相違しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成4年3月から同年9月までは34万円、同年10月から5年3月までは36万円、同年4月から同年10月までは41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年11月30日）より後の6年3月29日付けで、遡って20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同様に、30名の厚生年金保険被保険者についても標準報酬月額が訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録の訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年3月から同年9月までは34万円、同年10月から5年3月までは36万円、同年4月から同年10月までは41万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から同年12月1日まで
平成5年1月から同年11月までの標準報酬月額が誤って記録されていると年金事務所から連絡があったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する22万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年12月30日より後の6年1月20日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同様にA社の申立期間における厚生年金保険被保険者11名についても、標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録の訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要である。

神奈川県国民年金 事案 4925 (事案 2273 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から50年3月までの期間及び平成8年10月から10年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から50年3月まで
② 平成8年10月から10年8月まで

私たち夫婦の国民年金の加入手続は、私が当時居住していた区の区役所出張所で、夫婦二人分の加入手続を行った。

国民年金保険料についても、私が常に夫婦二人分の保険料を銀行、信用金庫等で納付していた。

前回申立てた際、一部の期間の記録の訂正が認められたが、国民年金保険料については、全て納付してきたという認識であり納得がいかない。

当初の判断後、新たに納付書の一部を発見したので、手元の預金通帳等に加え、当座預金の取引明細を調べてもらえれば、国民年金保険料を納付することが可能な資力を有していたことは明らかなので、納付があったことを認めてほしい。

前回の申立てにおいて、記録の訂正が認められたことは、社会保険庁(当時)のミスであり、未納のままとされている期間についても、同様の重大なミスがあるのではないか。責任の所在を明らかにするとともに、厚生労働大臣名で文書により回答してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年5月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、別の記号番号が払い出された形跡はうかがえないことから、当該期間の国民年金保険料については、特例納付でしか納付することができない。現に、申立人は第3回特例納付の実施期間中に特例納付を行っていることが確認できるものの、申立人は

特例納付をしたこと及び納付金額についての記憶が定かでない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に委員会の決定に基づき、記録の訂正の必要がないとする通知（平成 21 年 7 月 23 日付け）が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たって、新たな証拠として国民年金保険料の領収書の一部及び預金通帳の提示に加え、当委員会が当座預金口座の取引記録を調査するよう求めている。しかし、領収書及び預金通帳は、納付済みとされている期間のものであり、申立期間①及び第 3 回特例納付の実施期間（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）についてのものではなく、第 3 回特例納付が実施されていた期間を含む 52 年 1 月から 55 年 12 月までの期間における申立人の当座預金口座等の取引履歴を当委員会において確認したが、その取引履歴の記載からは保険料の納付があったことを特定することができず、当該預金が第 3 回特例納付実施期間中において納付された申立人夫婦の保険料（申立人の分として 7 か月分、その妻の分として 77 か月分）に充てられた形跡も確認できない。

また、口頭意見陳述において、申立人に聴取しても、国民年金保険料を特例納付したこと自体の記憶が無いなど、保険料の納付状況が不明である。

以上のことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

2 申立期間②は、前回は申立期間とされておらず、今回の申立てにおいて追加されたものであり、申立人が 60 歳に到達した平成 8 年 * 月から、任意加入手続を行う直前の 10 年 8 月までの未加入とされている期間である。申立人は、60 歳に達した 8 年 * 月に国民年金の被保険者資格を法律上当然に喪失し、同年同月以降の国民年金保険料を納付するには、自ら任意加入の手続を行う必要があるが、申立人が同年同月に任意加入の手続を行った憶えはないとしていることから、加入手続の状況が不明である。

また、申立人が持参した小切手帳（控）において、平成 9 年 7 月 4 日付けで振り出した額のうち、国民年金保険料として納付されたものと思われる金額が手書きで記載されており、その内訳は、申立人の妻については、8 年 4 月から 9 年 3 月までの 1 年間と記載されているのに対して、申立人は、8 年 4 月から 60 歳に到達する前月である同年 * 月までの * か月間のみと記載され、記載された金額も実際の保険料額と一致し、9 年 7 月 4 日とされる振出日は、オンライン記録の収納日とも一致することが認められる。このことから、申立人については、60 歳到達直後に任意加入手続を行っ

ていないため、8年*月から9年3月までの納付書が発行されず、保険料を納付できなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間②は、前述のとおり、60歳以降の任意加入期間のうち未加入とされている期間であり、申立人の年金手帳にも任意加入した日として、申立期間②後の平成10年9月22日のゴム印が押されており、この日付は、オンライン記録における資格取得日とも一致する。任意加入の場合、制度上、加入を申し出た日に被保険者資格を取得し、遡って被保険者資格を取得することができないため、申立期間②について、申立人は、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）が無く、口頭意見陳述によっても、新たな証言や証拠を得ることができず、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、記録管理の誤りについての責任の所在を明らかにするとともに、厚生労働大臣名で文書により回答することも求めている。しかし、年金記録確認第三者委員会は、保険料納付の有無について検討し、年金記録の訂正の可否を判断するものであり、記録誤りの原因究明や責任追及を行う機関ではないことから、申立人の求めに応じることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4926 (事案 2272 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 51 年 3 月まで

私たち夫婦の国民年金の加入手続は、夫が当時居住していた区の区役所出張所で、夫婦二人分の加入手続を行った。

国民年金保険料についても、昭和 42 年 6 月から自営業を始めたことにより、夫が常に夫婦二人分の保険料を 2 か月から 6 か月分をまとめて納付しており、夫婦別々に行っていたことはない。仕事関係の伝票のほか、保険料の領収書の整理については私が行っていたが、保管期限が過ぎた書類については、定期的に処分してきた。

前回申立てた際、一部の期間の記録の訂正が認められたが、国民年金保険料については、全て納付してきたという意識があり納得がいかない。昨年の中頃、書類の整理をしていたところ、新たに納付書の一部を発見したので納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 5 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、別の記号番号が払い出された形跡はうかがえないことから、当該期間の国民年金保険料については、特例納付でしか納付することができない。現に、申立人については第 3 回特例納付の実施期間中に特例納付が行われていることが確認できるものの、申立人の保険料を納付したとするその夫は特例納付をしたこと及び納付金額についての記憶が定かではない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に委員会の決定に基づき、記録の訂正の必要がないとする通知（平成 21 年 7 月 23 日付け）が行われて

いる。

申立人は、今回の再申立てに当たって、新たな証拠として国民年金保険料領収書の一部を提示し、さらに、その夫は、預金通帳を提示するとともに、当委員会に当座預金口座の取引記録を調査するよう求めている。しかし、領収書及び預金通帳は、納付済みとされている期間のものであり、申立期間及び第3回特例納付の実施期間（昭和53年7月から55年6月まで）についてのものではなく、第3回特例納付が実施されていた期間を含む52年1月から55年12月までの期間における申立人の当座預金口座の取引履歴を当委員会において確認したが、その取引履歴の記載からは保険料の納付があったことを特定することができず、当該預金が第3回特例納付実施期間中において納付された申立人夫婦の保険料（申立人の分として77か月分、その夫の分として7か月分）に充てられた形跡も確認できない。

また、口頭意見陳述において、申立人の夫に聴取しても、国民年金保険料を特例納付したこと自体の記憶が無いなど、保険料の納付状況が不明である。

以上のことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4927

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から47年3月まで

私は、国民年金制度発足当初は国民年金に加入していなかったが、昭和36年11月に結婚した後、区役所の出張所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、集金人に夫婦二人分を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年11月に結婚した後に、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の特殊台帳によると、昭和40年度から42年度までの欄に時効消滅の印が押されていることが確認でき、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であったものと推認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿には、不在者を示す印が押されていることから、申立期間当時、保険料が長期間未納であったことがうかがわれる。

また、昭和42年9月に、職権により申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立期間直後の47年4月から国民年金保険料が納付済みとなっているものの、申立期間の保険料を納付した形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は102か月にも及び、申立人は、申立期間を通じて同一区内に居住しており、これだけの長期間にわたる事務処理を同じ行政機関が続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から同年9月まで

私は、昭和63年1月に会社を退職したので、国民年金の加入手続きを行ったが、この手続きをどこで行ったかは憶^{おぼ}えていない。

その後、送られてきた納付書により、私が、市役所又は金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付したが、納付時期や納付金額については憶^{おぼ}えていない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年1月に国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が平成3年6月に結婚する少し前から居住していたとする市において払い出されていることから、加入手続き時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人が申立期間当時居住していた市において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、市役所又は金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料の納付時期、納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4929

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から同年12月まで

私は、20歳の誕生日前日である昭和62年*月*日に、私の母親と一緒に市役所へ行き、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私から保険料を預かった私の両親が、月末に自宅に来ていた金融機関の職員に家族全員の保険料と納付書を手渡し、2、3日後に領収印のある納付書控えをもらう方法により納付していたはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年*月に国民年金の加入手続を行った後、その両親が、申立人から国民年金保険料を預かり、毎月、家族全員の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、63年7月に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、一緒に保険料を納付していたとする両親は、申立期間の前後を通じて現年度納付していることが確認できるが、申立人については、申立期間直前の保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立人の主張と一致しない。

また、オンライン記録によれば、申立期間の国民年金保険料は、時効後に納付されていたことにより、平成2年3月の時点で、申立期間直後の昭和63年1月から同年3月までの期間に保険料が充当されていることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間の前後を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、親からの勧めもあったので、20 歳になった昭和 56 年*月に区役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、国民年金に加入後、1 年分をまとめて納付していたので、国民年金の加入手続を行った際、同年 4 月から 57 年 3 月までの保険料をまとめて納付し、翌年も同様にまとめて納付したと思う。その当時、保険料は、年額で 5 万円ぐらいだったと思う。

申立期間が未加入期間で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年*月に国民年金の加入手続を行った際、同年 4 月からの 1 年分の国民年金保険料をまとめて納付したと述べている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日などから、申立人は 60 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日までの間に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、申立内容は不自然である。

また、申立期間当時、学生の国民年金への加入は任意とされており、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 60 年の時点では、申立人は、制度上、遡って被保険者資格を取得することも国民年金保険料を納付することもできないことから、申立人が申立期間の保険料を納付したとするためには、56 年*月以降に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間の前後を通じて同一区内に居住している申立人に対して、別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、そ

の形跡も無い。

さらに、申立人へ国民年金の加入を勧めたとする申立人の父親からも、当時の具体的な証言を得ることはできず、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況等は不明である。

加えて、国民年金保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成3年3月まで

申立期間について、亡くなった父親が私の国民年金加入手続を行い、私が20歳になってから就職する直前の平成3年3月までの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。詳細は不明であるが、学生が強制適用となった時期に20歳まで遡って納付した可能性もある。申立期間が未加入となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。しかし、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界しており、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、20歳以上の学生について、国民年金への加入が義務化されたのは、平成3年4月からであり、申立期間当時においては、国民年金に加入すること自体が任意であったことから、その父親が申立人を国民年金に加入させていなかったとしても特に不自然ではなく、現に申立人だけではなく、その姉妹も、同年3月以前の学生であったとする期間には任意加入していない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人に、手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人の母親は、学生が強制加入となった平成3年4月以降に申立人の父親が姉妹3人分の国民年金保険料を20歳まで遡って納付したかもしれないとも述べている。しかし、同年3月以前においては、学生は国民年

金への加入が任意とされており、制度上、任意加入の場合、加入を申し出た日より前に遡って被保険者資格を取得することも、保険料を納付することもできないことを考え合わせると、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間における年金手帳に関する記憶も曖昧であり、申立人の母親などから有力な証言は得られなかったことに加え、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 3 月に大学を卒業し、A の職員として 4 月から仕事をすることとなったが、講師は個人事業主としての扱いになっているとの説明を受けたため、区役所で国民年金の加入手続を行い、毎月、銀行の窓口で、納付書により、私が国民年金保険料を納付してきた。

未納期間が無いように、国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学卒業後の昭和 60 年 3 月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の資格記録等から、63 年 10 月以降と推認され、申立内容と一致しない上、加入手続後、毎月国民年金保険料を納付し、遡って納付したことは無いとも述べていることから、申立人が申立期間の保険料を納付するには別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、その形跡も見当たらない。

また、申立人は、昭和 63 年 2 月に婚姻の届出を行い、同年 3 月に別の区に転居しているが、申立人の所持する年金手帳は 1 冊のみであるとしており、その手帳には、婚姻後の氏名及び転居後の住所の記載はあるものの、申立期間当初の氏名及び住所地の記載は無いことに加え、その手帳の様式は「3 号」の記載があることから、昭和 60 年法律第 34 号による改正後の国民年金法が施行された 61 年 4 月以降に使用が開始されたものであり、これらのことから、申立人が 60 年 3 月頃に国民年金の加入手続を行っていたとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和 60 年 4 月から国民年金保険料を、毎月、納付書により納付していたと述べているが、申立人が当時居住していた市において、保険料の収納が 1 か月ごととなったのは 61 年 4 月からであり、国民年金被保険者収滞納一覧表からは、現に納付済みとなっている加入直後である昭和 63 年度の保険料は平成元年 1 月 24 日にまとめて納付していることが確認できることから、毎月納付していたとする申立内容と齟齬がみられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から 46 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 46 年 6 月まで

私が 20 歳になった昭和 41 年*月頃に、私の父親が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、当時、私は、私の兄と一緒に家業を手伝っていたことから、父親が自分たち夫婦、兄及び私の家族 4 人分を一緒に納付していたはずであり、私の申立期間のみ未加入で保険料を納付していなかったとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が 20 歳になった昭和 41 年*月頃に、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人、その両親及び兄の 4 人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 61 年 3 月と推認され、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金に加入したとする時期以降、申立期間について同一区内に居住しており、同一の行政機関が長期間にわたり記録管理を続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、本事案に関する調査の過程において、申立人に係る厚生年金保険の未統合記録（昭和 43 年 3 月から 44 年 6 月まで）を発見したことから、管轄年金事務所に連絡した結果、記録が訂正された。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 12 月まで

私は、昭和 51 年 1 月に、結婚のために会社を退職した後、A 区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、また、同年 3 月に結婚した後には、転居先の B 区役所で国民年金の住所変更手続き等を行った。

申立期間の国民年金保険料については、納付書により、郵便局で納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 1 月に、結婚のために会社を退職した後、A 区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、また、同年 3 月に結婚した後には、転居先の B 区役所で国民年金の住所変更手続き等を行ったと主張しているが、申立人が住所変更手続き時に持参したとする現在所持している国民年金手帳及び申立人の特殊台帳には、B 区での住所履歴が記載されていない上、申立人の特殊台帳は、A 区を管轄する社会保険事務所(当時)から申立人が 52 年 8 月から居住していたとする C 市を管轄する社会保険事務所に、54 年 1 月に移管されていることが確認できることから、申立人が、B 区において、国民年金の住所変更手続き等を行ったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期及び納付場所についての記憶が定かではなく、納付したとする金額も申立期間当時の保険料額と相違していることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が B 区に居住していたとする期間のうち、申立期間直後の昭和 52 年 1 月から同年 7 月までの国民年金保険料は、過年度納付されていることが、申立人の特殊台帳により確認できることから、申立人が B 区に居

住していたときに保険料を納付していたとは考えにくい。

加えて、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることができなかった上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から同年7月まで

結婚した昭和41年4月頃、夫が、国民健康保険と国民年金の加入手続を区役所で行ってくれた。その際年金手帳が発行されたかは記憶に無い。

申立期間の国民年金保険料については、私が自宅に来ていた女性の集金人に夫の保険料と一緒に二人分を納付していたが、何か月分ずつかは記憶に無い。納付した保険料月額は数百円ぐらいで、納付書に印を押したことを憶えている。夫の申立期間の保険料は納付済みとなっているので、私の申立期間が未加入期間とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行ったとしているその夫は、「昭和41年4月頃に婚姻届を提出した際には、自分は既に国民年金に加入していたが、妻が未加入であったので国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。」旨を述べている。しかし、申立人の夫の国民年金の加入手続は、その国民年金手帳記号番号及び前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、結婚後に転居した市において42年11月に行われたと推認されることに加え、申立人の夫は、特殊台帳において、40年12月から42年3月までの16か月間の国民年金保険料を同年11月25日に一括して過年度納付している記録が確認できることから、結婚した41年4月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立内容は不合理である。

また、申立人は、昭和41年4月頃、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、43年11月頃と推

認される上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月集金人に納付していたと主張しているが、制度上過年度の保険料については集金人には納付することはできない上、前述のとおり、申立人の国民年金の加入手続時期は昭和43年11月頃と推認できることを考え合わせると、申立人が国民年金に加入した同年同月以降から、申立人は夫婦二人分の保険料を集金人に納付し始めたと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年4月までの期間及び同年7月から59年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から47年4月まで
② 昭和47年7月から59年9月まで

私の父親は、私が20歳になった頃に、私の国民年金の加入手続を行った。私は、当時、自営業である両親の仕事を手伝っていたため、加入手続後の私の国民年金保険料についても、父親が納付していたと思う。また、保険料を納付していなければ区役所から通知が送付されるはずである。申立期間の保険料が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃に、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、20歳になった頃に、その父親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和61年4月23日に払い出されていることが確認できることから、申立内容と一致しない上、申立人は申立期間を通じて同一区内に居住し続けていることから、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくく、それをうかがわせる形跡も見当たらないとともに、同一の行政機関が長期間にわたり記録管理を続けて誤ることも考えにくい。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4937

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から51年11月まで

私は、昭和47年9月に婚姻届を提出した際に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料については、その当時住んでいた家の前の郵便局で納付していたはずである。

申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年9月に婚姻届を提出した際に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が50年12月に転居した市で、51年7月に払い出されていることが確認できることから、申立人の主張と一致しない上、47年9月当時居住していた区において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和51年12月であることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月及び同年 7 月から 42 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月
② 昭和 37 年 7 月から 42 年 5 月まで

昭和 37 年頃に、自宅に来た集金人から、「サラリーマンの妻でも国民年金に任意加入することができる。」と勧められたので、その集金人に頼んで、国民年金の任意加入手続を行った。

その後、2、3 か月ごとに、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付し、国民年金手帳に印鑑を押してもらったにもかかわらず、申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が未加入とされていることに納得できない。

また、私の年金記録では、昭和 37 年 6 月に、国民年金の被保険者資格を取得しているにもかかわらず、翌月の同年 7 月に被保険者資格を喪失したとされていることにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年頃に、自宅に来た集金人に頼んで、国民年金の任意加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、42 年 7 月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、i) 申立人の特殊台帳では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和 42 年 6 月とされていること、ii) 平成 9 年 8 月に、申立人の被保険者資格取得時期が、42 年 6 月から 37 年 6 月に訂正され、同年 7 月に被保険者資格を喪失した記録が追加されていることが、オンライン記録によ

り確認できることから、平成9年8月までは、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間であったものと推認され、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付したと主張しているが、申立人が申立期間当時居住していた市において、集金人による保険料の収納が始まったのは、昭和40年6月からであることが、同市の広報誌により確認できることから、申立人が、申立期間当初の保険料を集金人に納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4939

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 48 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 48 年 1 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、昭和 47 年頃パートで働いていたときに、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付していたと思う。

その後、時期は憶^{おぼ}えていないが、年金記録の確認のため、社会保険事務所(当時)に行き、所持していた国民年金保険料の領収書を窓口の女性職員に渡した。確認後、その領収書を返してもらったが、十数枚足りず、その分が現在未加入となっている申立期間の分であると思う。

私は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いと述べており、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明であることに加え、所持していた国民年金保険料の領収書を社会保険事務所の女性職員に渡し、確認後、その領収書を返してもらったものの、十数枚足りなかったため、返してもらっていない領収書の分が昭和 47 年 2 月から 48 年 1 月までの申立期間に当たると主張しているが、その主張の根拠が曖昧である上、申立人が当該期間当時居住していた市での納付周期は 2 か月ごとであり、現に申立人の所持している同年 2 月以降の保険料の領収書も 2 か月ずつとなっていることから、十数枚の領収書は二十数か月分に相当すると考えられ、申立期間を 12 か月とするのも不自然である。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者の配偶者であり、国民年金に加入するには、制度上任意加入することになるが、申立人の所持

する国民年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は、昭和 48 年 2 月 28 日に初めて国民年金の被保険者資格を取得しており、申立人が申立期間に被保険者資格を取得した記録は確認することができないことから、同期間は、未加入期間で保険料を納付することができない期間である上、同期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は同期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から42年3月までの期間、45年10月から61年3月までの期間、62年8月から63年6月までの期間及び平成5年8月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から42年3月まで
② 昭和45年10月から61年3月まで
③ 昭和62年8月から63年6月まで
④ 平成5年8月から9年3月まで

昭和38年4月頃に、当時一緒に暮らしていた叔父が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、私が、町役場で1年分をまとめて納付したり、1か月ごとに定期的に納付したりしていた。

申立期間③及び④の国民年金保険料については、自宅に納付書が届くたびに、私が、町役場で納付していた。

申立期間①及び②が未加入とされ、申立期間③及び④の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月頃に、その叔父が、申立人の国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続きに直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行ったとするその叔父は既に他界していることから、申立期間①当時の国民年金の加入状況は不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらず、平成9年5月に申立人の基礎年金番号が付番されていることが、オンライン記録により確認できることから、それまで、申立人は、国民年金に未加入であったものと推認される。

また、申立人は、町役場で申立期間①及び②の国民年金保険料を1年分まとめて納付したり、1か月ごとに定期的に納付したりしていたと主張しているが、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和61年4月であることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間③及び④の国民年金保険料については、自宅に納付書が届くたびに、町役場で納付していたと主張しているが、昭和61年4月から申立期間③直前の62年7月までの期間及び申立期間③直後の63年7月から平成5年7月までの期間は、9年3月に、第3号特例期間として処理されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人が、申立期間③当時に、当該期間の保険料のみを納付していたとは考え難い。また、申立人の基礎年金番号が付番された同年5月の時点では、申立期間④の一部は、過年度納付により保険料を納付することが可能な期間であるが、申立人は、申立期間④の保険料は、自宅に納付書が届くたびに、町役場で納付していたと主張するのみで、保険料の納付時期、納付金額等についての記憶や遡って保険料を納付したかについての記憶が定かではないことから、申立期間④当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は289か月に及び、かつ、申立人は、申立期間①、②、③及び④を通じて同一町内に居住しており、これだけの長期間にわたる事務処理を同一の行政機関が続けて誤ることも考え難い。

その上、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 56 年 3 月まで

私の妻は、昭和 56 年 10 月の結婚後、区役所で、私の国民年金の加入手続を行い、そのとき、同区役所の職員に「特別に、20 歳まで遡って国民年金保険料を納付できる。」と教えられたが、納付する保険料額が高額だったため、私と相談の上、支払うことを決めた。すぐに、私の預金口座から現金を引き出し、私の妻が、申立期間の保険料を、区役所の窓口で、一括して納付してくれた。私は、私の年金手帳の国民年金の初めて被保険者となった日が、同期間の保険料の支払を開始した日の証拠として記載されているはずなのに、同期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、申立期間の国民年金保険料を、区役所の窓口で、一括して納付してくれたと述べているが、同期間の保険料を納付したとするその妻は、保険料を納付した時期や、納付した際の保険料の領収書について憶えておらず、同期間の保険料を納付したとする時期に居住していた区では、過年度分にあたる保険料を区役所の窓口で納付することができなかったことが確認できることなどから、同期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の妻は、申立人の国民年金の加入手続を行った際に、区役所で、「特別に、20 歳まで遡って国民年金保険料を納付できる。」と教えられ、申立期間の保険料を一括して納付したと主張している。しかし、申立人が述べている昭和 56 年 10 月の結婚後の時期において、同期間の大半は、時効により納付することができない期間であり、時効により納付義務が消滅した期間の保険料を一括して納付するためには、過去 3 回実施された特例納付制度

を利用するほかないが、結婚後の時点においては、最後に実施された第3回特例納付の実施期間後であり、同制度を利用することもできない。

さらに、結婚後の時点において、申立期間のうち、時効により納付義務が消滅しておらず、納付可能な昭和54年10月から56年3月までの国民年金保険料を過年度納付したとしても、申立人が納付したとする金額は、実際に納付した場合の保険料額と大きく相違している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4942

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、大学を卒業後、Aの職員として生計を立てていた。若い頃は年金に対しての意識が薄かったが、昭和 51 年 4 月頃に将来のことを考えて、国民年金の加入^{おぼ}手続を行った。その後、間もない時期に、納付した金額は憶えていないが、社会人になった 44 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料をまとめて納付した記憶がある。私が所持する年金手帳の初めて被保険者となった日が 44 年 4 月 1 日となっているのは、その月まで遡って納付したから記載されている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、その後、間もない時期に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは同年 8 月頃と推認され、その時点において、申立期間の大半は時効により納付することができない上、同期間の保険料を納付するためには、特例納付制度を利用するほかないが、申立人が保険料を納付したとする時期は、同制度の実施期間でもない。

また、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和 51 年 8 月において、49 年 7 月から 51 年 3 月までの期間は、過年度納付により納付することが可能な期間ではあるものの、申立人の主張は、44 年 4 月まで遡って納付したとするものであり、その一部である 49 年 7 月まで遡って納付したとの主張は全く無いことに加え、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、納付金額等の記憶が曖昧である上、オンライン記録、特殊台帳等にも保険料が納付

された形跡が見当たらないことから、申立期間の保険料が納付された事情をうかがうことができない。

さらに、申立人は、自身が所持する年金手帳の初めて被保険者となった日が、昭和 44 年 4 月 1 日と記載されていることから、その時点まで遡って国民年金保険料を納付したと述べているが、その日付は、納付記録に関係なく、強制加入期間の初日まで遡って記入されることから、保険料の納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 52 年 3 月まで

私は、勤めていた会社を退職した昭和 47 年頃、誰がどこで行ったかは憶^{おぼ}えていないが、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずであるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 47 年頃、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は 52 年 10 月と推認され、申立内容と合致しない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

また、申立人は、誰がどこで行ったかは憶^{おぼ}えていないが、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずと述べるのみであり、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、その妻も、昭和 52 年に行われた国民年金の加入手続及び保険料の納付については具体的に述べているものの、申立期間当時の状況については憶^{おぼ}えていないと述べるなど、当該期間当時の国民年金の加入状況等を確認することができない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号とその妻の手帳記号番号が連番で払い出されており、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその妻も、申立期間の保険料が未納である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 28 年 7 月頃から同年 9 月 1 日までの期間及び 39 年 8 月 15 日から 47 年 3 月頃までの期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和 28 年 9 月 1 日から 39 年 8 月 15 日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 7 月頃から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 28 年 9 月 1 日から 39 年 8 月 15 日まで
③ 昭和 39 年 8 月 15 日から 47 年 3 月頃まで

私は、A 社（現在は、B 社）に昭和 28 年 7 月から 47 年 3 月まで勤務していた。しかし、社会保険庁（当時）の「ねんきん特別便」によると、申立期間①及び③が厚生年金保険被保険者期間となっていない。また、申立期間②は脱退手当金が支給済みとされていたが、受給した記憶が無い。

調査の上、申立期間①から③までを被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人は、A 社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A 社に係る事業所別厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 28 年 9 月 1 日、同資格の喪失日は 39 年 8 月 15 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、申立期間において A 社に係る厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚に照会を行ったが、申立人が申立期間①及び③において、同社に勤務していたとする証言は得られなかった。

さらに、A社の承継会社であるB社は、「申立期間当時の人事記録等の資料は、保存期限経過のため無い。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない上、申立人も厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る最終事業所となる同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和39年12月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、オンライン記録において、申立人は、申立期間②の期間内である昭和36年4月1日から国民年金被保険者として保険料を完納していることが確認できる。

なお、申立人の国民年金の記録が昭和36年4月からとなっているにもかかわらず、申立人の手帳記号番号が払い出されたのが48年となっていることについては、国民年金保険料の特例納付は、過去3回行われており、申立人の場合、49年1月から50年12月までの期間において、国民年金制度発足時の36年4月まで遡って保険料を納付することができたことから、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金が支給されたことに伴い、当該期間が厚生年金保険被保険者期間ではなくなったため、48年6月において国民年金に加入し、49年1月からの国民年金保険料の特例納付期間において36年4月に遡って当該保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は既に死亡しており、当時の状況を聴取することができない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 1 月 1 日まで
② 昭和 35 年 5 月 1 日から 39 年 1 月 30 日まで
③ 昭和 40 年 7 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、A社、B社及びC社に勤務した期間については脱退手当金として支給されたことになっているが、受け取った記憶が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、最終事業所であるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人が記載されている被保険者原票の前後60名のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した月である昭和39年1月の前後3年以内に資格を喪失した女性17名のうち11名について脱退手当金の支給記録が確認でき、申立人より1年前に資格を喪失した同僚が、「退職時に脱退手当金の説明を受け、手続は会社の人が行った。」と供述している上、資格喪失日から1か月後の同年2月28日に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、当時、B社では事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険手帳記号番号は、申立期間①及び②の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間③の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

申立期間③について、C社に係る被保険者期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人は、当該期間に係る被保険者資格の喪失日から約10年後に国民年金に任意加入しているが、任意加入期間（38か月）のうち納付済みの期間は5か月のみであり、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月から23年12月まで
② 昭和28年10月から32年1月まで

私は、昭和21年4月から23年12月までA局のG課において中学校の同期の友人とほぼ同じ期間に勤務していた。また、B社において、28年10月に入社し32年1月に退職するまでC職として勤務していた。厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間①及び②の加入記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚が「先に勤務していた申立人からG業務の引き継ぎを受けた。」と証言していること、及び申立人は入社した経緯等を具体的に記憶していることから判断すると、申立人がA局に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、昭和23年7月の厚生年金保険法の一部改正（昭和23年法律第127号）により進駐軍の基地勤務者については「国の事務所」に使用されるものとして24年4月1日から同法の適用を受けることとなっている。申立人が名前を挙げた同僚について、厚生年金保険の加入状況を見ると、23年10月頃からA局に勤務したとしているが、24年4月1日からD事業所において厚生年金保険の被保険者となっている。他方、オンライン記録によると、A局は、26年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている。このことから、申立期間①は、D事業所及びA局とも、厚生年金保険法の適用前の期間である。

また、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、E事業所に申

立人の進駐軍における基地勤務状況を照会したものの、「昭和24年4月1日より前に退職した者については、確認できない。」旨の回答をしている。

申立期間②について、B社から提出された資料（人名表別表）には、申立人は、昭和28年10月1日から31年12月1日までF部所のアルバイトと記録されていること、及び同僚は「C職として一緒に働いた。」と証言していることから、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚は「当時、自身の雇用形態はアルバイトであり、厚生年金保険には加入していない。その後、B社の正社員となり昭和36年3月1日に厚生年金保険に加入できた。」と供述している。

また、申立人が名前を挙げたほかの同僚についても、申立期間②における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、B社も当時の資料は無く、取扱いは不明であるとしており、保険料控除を確認することができない。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで
私は、昭和 48 年 6 月 1 日から 50 年 2 月 28 日まで、A 社（現在は、B 社）で継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では、同年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する在籍証明書、事業主が提出した職員カード及び雇用保険の記録から、申立人が A 社に昭和 48 年 6 月 1 日から 50 年 2 月 28 日まで継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が所持している A 社が発行した昭和 50 年分給与所得の源泉徴収票によると、同社において給与から控除された社会保険料額は、2 か月分の社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料）として計算した金額とほぼ同額であるところ、事業主は、「当月分の社会保険料は翌月控除していた。」と回答していることから、当該社会保険料額は、49 年 12 月及び 50 年 1 月の保険料であると推認され、同年 2 月の保険料が控除されていたことが確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月 1 日から 52 年 2 月 1 日まで
私は、A社において、昭和 51 年 6 月 1 日から 52 年 1 月末まで正社員として、B業務をしていたが、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の所在地、勤務内容や職場の状況を詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録から、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の所在地を管轄する法務局において、同社と酷似した名称で、登記事項の「目的」が申立人の説明と一致する事業所が確認できたが、当該事業所の代表取締役等に照会したものの回答は得られず、その他の役員も連絡先が不明であることから、これらの者から供述を得ることができない。

さらに、申立人の記憶する同僚は、連絡先が不明であることから、供述を得ることができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
亡くなった夫がA社（現在は、B社）に入社したのは昭和 21 年 10 月 1 日であるが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年 11 月 1 日となっているので、入社時から被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間後に勤務した事業所の人事記録及びA社の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、「当社では、申立人の在籍及び保険料控除を確認できる人事記録等は保管していない。申立期間当時、当社の従業員は、職員と工員に大別できるが、いずれも厚生年金保険の加入に当たり、基準は不明であるものの、試用期間を設けていた。」と回答している。

また、A社における当時の同僚は、「申立人は、入社した当時、C部署に所属する職員であった。私自身も、昭和 22 年 1 月に入社し申立人と同じ部署に所属した。」と供述しているが、同年 2 月 1 日が厚生年金保険の資格取得日となっており、また、別の同僚は、「21 年 10 月 21 日に職員として入社した。」と回答しているが、資格取得日が同年 11 月 1 日となっており、いずれの同僚も申立人と同様、入社日と厚生年金保険の資格取得日に約 1 か月の相違が見受けられる。

さらに、A社に工員として入社した同僚に照会したところ、入社日と資格取得日が約 6 か月相違している者が複数見受けられるなど、同社では厚生年金保険の加入手続について職種ごとに一定の試用期間を設けていた状

況がうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を所持しておらず、保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 9 日まで
② 昭和 39 年 3 月 9 日から同年 10 月 3 日まで

厚生年金保険の被保険者記録を調べたところ、A社C工場及びB社に勤務した期間については、脱退手当金を支給済みとの回答があったが、脱退手当金を受給していないので、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所となる同社での厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 29 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 3 月に学校を卒業するとすぐにA社に入社した。同社には同年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録では、この期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。入社当初に撮った写真があり、勤務したことは確かなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間に勤務していた複数の同僚は、「正社員以外の従業員が数名勤務しており、その従業員は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言している。

また、申立期間において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、記号番号も連番であり欠番が無い。

さらに、A社は既に解散している上、事業主も連絡先が不明であるため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の証言を得ることができない。

加えて、申立人は、A社に勤務した当時の上司や同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月から 39 年 5 月まで
② 昭和 41 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間①について、私は、A社に中学校新卒で入社して、B業務をしていた。同社は、従業員6名ほどで、経理は社長の奥さんが担当していた。

申立期間②について、私は、C社においてB業務をしていた。同社は、D社の系列会社で従業員は6名ほどで、E町にあった。

申立期間①及び②について、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持していたA社の5年勤務の表彰状及び複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、当時の同僚は、「A社は、厚生年金保険に加入していなかったため、保険料は控除されていなかった。」と証言している。

さらに、当時の事業主は既に死亡しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、申立人は、E町にあったC社に勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は厚生年金保険の適用事

業所となっていない上、E町を管轄するF法務局において、同社の商業登記を確認することができない。

また、申立人は、C社の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、証言等を得ることができない。

さらに、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から 62 年 9 月 26 日まで
私は、昭和 57 年 4 月 1 日から 62 年 9 月 25 日まで A 社に営業職として勤務していたが、入社して半年後に標準報酬月額が下げられている。また、全期間の標準報酬月額が 10 万円ほど低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

入社から 6 か月後の定時決定で申立人の標準報酬月額が下がっていることについて、A 社の総務担当者は、「申立人は営業職であり、営業職の者には残業手当に代わる定時外手当が毎月一定額で支払われており、報酬月額は、本給、職務給及び定時外手当の合計に通勤手当を加えた額となっている。営業職には見習期間があったと聞いており、その間は定時外手当ではなく、残業手当が支払われており、そのために申立人の標準報酬月額が変動した可能性がある。」と述べている。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間及びその前後の期間で、4 月 1 日付けで入社した者の標準報酬月額の変動についてみると、入社から 6 か月後の定時決定で標準報酬月額が下がっている者が 13 名中 9 名いるが、同社の顧問税理士は、「採用時の社会保険事務所(当時)に届け出る報酬月額は、不確定要素があるのでみなし給料とせざるを得ない面があり、実際に勤務してから交通費や超過勤務手当の関係で標準報酬月額が変わることがある。」と述べている。

さらに、申立人は、「勤務していた全期間の標準報酬月額が 10 万円ほど低くなっているのは納得がいかない。」として、申立期間に係る標準報

酬月額を申し立てているが、A社は「昇級記録」に基づき報酬月額を届けたとしていることから、同社が保管している年度別の昇給記録とオンライン記録の標準報酬月額を申立期間について比較してみると、申立人については申立期間の全期間においてほぼ一致していることが確認できる。

加えて、申立人は同僚7名の名前を挙げているところ、そのうち事業主及び役員を除く5名と申立人の標準報酬月額を申立期間について比較してみると、申立人は3番目に高い標準報酬月額となっており、申立人の標準報酬月額が特に低い状況にはない。

なお、前記の5名の中で申立人より標準報酬月額が高い2名は、営業職ではあるものの、両名とも課長職であった。

また、5名のうち1名の同僚は「私の標準報酬月額については、問題無い。」と述べている。

さらに、A社は、給与から厚生年金保険料を控除するに当たっては、標準報酬月額に基づいて行っていたものと思われると回答している。

加えて、申立人は給与明細書等を所持していない上、A社も当時の賃金台帳等を保管していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に係る申立人の標準報酬月額の記録に訂正等の不自然な事務処理は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 21 日から 46 年 12 月 3 日まで
厚生年金保険の記録によると、A社に勤務した期間については脱退手当金を支給済みとのことであった。しかし、同社の退職日にはB国に居住しており、脱退手当金を受給していない。申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る最終事業所となる同社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約4か月後に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さほうがえない。

また、申立期間当時は、厚生省保険局長通知「沖縄及び国外に在住する厚生年金保険法による保険給付の受給権者等に関する事務手続について」（昭和31年12月25日保発第59号）により、国外在住者による脱退手当金の請求手続及び脱退手当金の国外送金が可能であったほか、当該期間当時は、日本とB国との間で被保険者期間が通算される社会保障協定が発効される前であったことを踏まえると、申立人が同国への移住に際して脱退手当金を受給することに不自然さほうがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで
私は、昭和 40 年 4 月に A 社に入社し、47 年 4 月に退職したが、厚生年金保険の記録では、45 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことになる。同社は妻の父親が経営する会社であり、入社の際、事業主は、私の希望どおりの労働条件を約束してくれ、厚生年金保険にも当然加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された人事記録から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人及び同社の当時の事業主が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同日の昭和 45 年 3 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、厚生年金保険記号番号払出簿から、申立人を含む昭和 45 年 3 月 1 日に A 社において資格を取得した者に対して、同日に連続した番号で記号番号が払い出されていることが確認できる。

さらに、A 社は、当時の資料が無く、申立期間の厚生年金保険の取扱いについて不明であると回答しているほか、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4863 (事案 583 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月から35年9月8日まで

前回の申立てでは、会社の勤務期間の確認が取れず、また、給与から厚生年金保険料が控除されていたと認めることができないという結果だったが、昭和40年頃、会社から永年勤続10年の表彰状と記念品をもらったことを思い出したので、再度調査し、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務していたとするA社B事業所及び同社C事業所は、社会保険庁(当時)の記録では厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、昭和32年1月4日に適用事業所となっているA社の厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が35年9月8日に資格を取得したことが確認できるものの、同社は、厚生年金保険の適用事業所となった日に全ての従業員を被保険者としていたわけではないことがうかがわれること、及び申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月12日付けの総務大臣の年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人から厚生年金保険料控除を示す新たな資料の提出は無く、申立人は、「昭和40年3月に10年の永年勤続表彰を受け、賞状とバッジをもらったことを思い出したので、勤務をしていたのは間違いない。」と述べているが、これを示す資料を所持しておらず、同僚調査によってもA

社の勤務期間を特定できないことから、申立人の主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 9 日から 45 年 7 月 21 日まで

私は、65 歳で年金をもらうため社会保険事務所（当時）に行った際に、A社で勤務していた申立期間の厚生年金保険が脱退手当金として受給したことになることを初めて知った。当時、脱退手当金について会社の事務員から脱退した方がいいとの話は聞いた。しかし、私は、再度年金のある会社に勤めるつもりだったので脱退手当金の請求手続きをしたことも、受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 37 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 45 年 7 月の前後 3 年以内に資格喪失した者 41 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、28 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち 26 名が資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、脱退手当金の支給記録のある複数の元同僚は、「脱退手当金の請求手続きは会社に代行してもらい受給した。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記の被保険者名簿の申立人の脱退手当金の欄には、脱退手当金の支給を意味する「○」が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から 2 か月後の昭和 45 年 9 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで
ねんきん特別便が届いた後に、申立期間について調査してもらったところ、脱退手当金が支給済みとのことであった。私は、A社を退職する際、同僚と厚生年金保険を脱退しなければ後々国民年金と一緒にできる旨の会話をし、そのままにして退職した。脱退手当金の手続をした記憶も無いため、支給済みとなっている記録にはどうしても納得がいかない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和48年9月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、昭和61年4月に国民年金第3号被保険者となるまで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 2 月 23 日から 28 年 6 月 1 日まで
② 昭和 29 年 5 月 1 日から 34 年 7 月 1 日まで

私は、A社を退職後、昭和27年2月23日から34年6月30日までB社に勤務していたが、厚生年金保険の記録は、28年6月1日から29年5月1日までの11か月となっている。同社に勤務した期間は、厚生年金保険に加入していたはずである。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年1月10日であることが確認できる。

また、上記の被保険者名簿により、昭和28年5月1日にB社に入社したとする同僚の資格取得日は、申立人と同じ同年6月1日であるほか、26年頃から3年程度勤務したとする同僚の資格取得日も28年6月1日となっていることが確認できることから、当時の同社における厚生年金保険加入については、特定の日まとめて厚生年金保険の資格取得の届出を行っていたことがうかがえる。

申立期間②について、同僚の証言から、申立人は、昭和33年頃までB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは、上記の被保険者名簿により、昭和29年5月1日であり、当該期間は、同社

が厚生年金保険の適用事業所でなくなった以降の期間であることが確認できる。

また、B社は既に解散している上、事業主も連絡先が不明なため、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から同年9月1日まで
私は、昭和30年4月1日から31年10月16日までA社（現在は、B社）に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間から継続してA社に勤務していたと述べている。

しかし、申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、死亡又は住所不明のため、申立人の勤務実態及び保険料控除について照会することができない。

また、申立期間を含む期間に被保険者となっている複数の同僚に照会した結果、4名から回答があり、そのうちの申立人を記憶している1名は、「申立人は、ほかの一人と同時に入社してきた。」と証言しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、同日に2名が資格を取得しているのは昭和30年9月1日であり、このうちの1名は申立人であることが確認できる。

さらに、上記回答のあった複数の同僚は、勤務期間と厚生年金保険被保険者期間は同じである旨証言している。

加えて、申立人が、自身より先に勤務していたと記憶している同僚の資格取得日は、昭和30年6月1日となっていることが確認できる。

また、B社は、申立期間に係る資料を保管していないとして、申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで
私は、知人の紹介で中学校卒業後、昭和 36 年 4 月から A 社（又は B 社）に勤務していた。仕事の内容は、C 商品に関する業務であった。この期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の事業主の氏名及び所在地を記憶している上、申立人が記憶する同僚も、「申立人が勤務していたことを記憶している。」と供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、上記の同僚は、「申立期間当時、同社は厚生年金保険には加入していない。各自、国民年金に加入することになっていた。」と供述している。

また、事業主の弟は、「私は、昭和 35 年まで A 社で働いていたが、厚生年金保険には加入していない。」と供述している。

さらに、申立人は、「B 社は何店舗もあり、A 社はその中の一店舗で C 商品を取り扱っていた店であった。A 社で被保険者記録が無いならば、B 社で記録がある可能性がある。」と主張しているところ、B 社は、D 県には同名の適用事業所が 22 社存在するが、いずれも事業主の氏名が申立人の記憶する事業主の氏名と異なる上、22 社全ての健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人及び申立人の記憶する同僚の氏名は無い。

加えて、申立人は、「申立期間当時に健康保険被保険者証を持って病院に通った記憶がある。」と述べているが、上記の同僚は、「当時の健康保険は、H国民健康保険組合であった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月20日から26年5月1日まで
私は、昭和24年3月頃から29年3月31日までの期間、A社に継続して勤務していたが、24年10月20日から26年5月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同僚の一人は、「申立期間当時は、会社の経営状態は悪く、多額の借入金があった。厚生年金保険料もなかなか納付できなくて、社会保険事務所（当時）から納付の督促があり、納付できなければ加入を取り消すと言われたこともあった。会社が保険料を納付できなくて、従業員が加入している厚生年金保険について、喪失させたり、再取得させたりするようなことがあったかも知れない。」と供述している。

また、申立人のほかに4名の者が申立人と同じ昭和24年10月20日に被保険者資格を喪失しており、うち1名は29年3月15日に同資格を再取得しているが、その者は住所が不明で資格喪失の経緯を聴取することができない上、他の3名についても住所不明又は死亡のため事情を聴取することができない。

さらに、事業主は住所が不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人が被保険者資格を再取得した昭和26年5月1日に、最初に資格を取得した時とは別

の記号番号で新たに払い出されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月1日から同年8月21日まで
A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、昭和20年7月1日から同年8月21日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は19年3月に同社に入社した。20年3月の空襲で事業所が全焼したため、その後、陸軍将校及び同社の社員数名と一緒にC県の基地にD業務に赴いた。同年8月8日に帰還命令が下り、同年8月20日に帰着し解散となった。したがって、私の同社における退職日は同年8月20日であり、同日まで同社に継続して勤務していたことに間違い無く、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務しており、当該期間は数名の同僚と一緒にC県にいたと述べている。

しかしながら、B社は、「当時の資料は無く、申立人の在籍は確認できない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は申立期間当時、A社と一緒に勤務していた同僚の氏名を覚えていないことから、同社において厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先の判明した20人に申立人の申立期間当時の勤務実態について文書で照会したところ、13人から回答があったが、いずれも申立人のことを知らないと回答しており、申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、A社は昭和20年9月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録が記載されているページ及びその前後各10ページ

を調査したところ、同社が同年3月に空襲に罹^り災した後も引き続き被保険者記録のある者は575人であったが、このうち558人が申立人と同様に同年7月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人は昭和19年3月22日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年7月1日に同資格を喪失していることが確認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録を確認できない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から40年4月1日まで

私は、申立期間に勤務したA社で退職金を渡された時、脱退手当金も含まれていると言われたことを覚えているが、脱退手当金について説明も無く、一方的に厚生年金保険を脱退させられた。私にとっては大事な期間なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年4月の前後2年以内に資格喪失した者12名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、11名に脱退手当金の支給記録が確認でき、11名全員が資格喪失日から8か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、脱退手当金の支給記録のある複数の同僚は、「脱退手当金は退職時に受給した。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記の被保険者名簿の申立人の脱退手当金の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間の脱退手当金は昭和40年12月10日に支給決定されているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、同年11月2日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人が所持する再発行後の年金手帳に「脱退手当金」と記載されているなど、事務処理に不自然さはいくつかある。

ない。

さらに、申立人は、受給した金額は定かでないものの、退職金に脱退手当金が含まれていることについて、担当者から説明があったことを認めている。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月 1 日から 5 年 1 月 1 日まで

私は、A社に平成3年4月10日に入社し、4年12月31日まで勤務していた。当時は年俸制であり、入社以来ずっと同じ給与であったはずであるが、ねんきん定期便によると同年8月から同年12月までの標準報酬月額が引き下げられている。給与が下がった記憶が無いので、申立期間について、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、申立人と同様に給与が年俸制であった複数の同僚は、「A社の設立当初は年俸額を12等分して支給されていたが、途中で会社側から12等分から18等分（賞与6月）に変更する話があり、自身の毎月の給与額が変わった。」と証言しており、当該同僚の標準報酬月額は申立人と同日の平成4年8月1日付けで月額変更されていることが確認できる。

また、A社が加入していたB健康保険組合から提出された記録においても、申立人を含む4名の標準報酬月額が平成4年8月1日に変更されており、当該標準報酬月額はいずれもオンライン記録と一致する。

さらに、申立人は申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を示す給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 1 日まで
私が年金記録を確認したところ、A社(現在は、B社)で勤務した申立期間の厚生年金保険については、既に脱退手当金として支給済みとなっていた。しかし、当時の私は脱退手当金の制度については全く知らなかったため、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の備考欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示とともに昭和 43 年 5 月 14 日の日付が記されていることが確認できる。

また、B社は、脱退手当金について、説明を行ったと回答している上、脱退手当金の支給記録のある同僚のうち、連絡の取れた3名のうち1名は、退職時に事業所から脱退手当金について説明があったと供述している。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 43 年 6 月 19 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月頃から 42 年 5 月頃まで
厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社（現在は、B社）C工場の勤務期間が被保険者期間となっていなかった。当時は、女子寮に入っていて、1週間おきの2交代制の勤務であった。寮で行われていた行事もいろいろ記憶している。調査して厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社C工場に勤務していたことは確認できる。

また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の旧姓と同姓同名（D）で生年月日が4日異なる者が、昭和 36 年 1 月 11 日に被保険者資格を取得し、42 年 7 月 11 日に同資格を喪失している厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、上記の者の被保険者記号番号の払出簿及び厚生年金保険被保険者原票を検証したところ、申立人の改姓後の氏名と正しい生年月日に訂正されていることが確認できる上、申立人の雇用保険被保険者記録における離職日（昭和 42 年 7 月 10 日）が厚生年金保険の資格喪失日に符合していることから、上記の記録は、申立人の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者の記録と認められる。

しかし、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び判明したオンライン記録から、申立人は、昭和 43 年 2 月 27 日に、上記の被保険者期間に係る脱退手当金を受給していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことは確認できるが、申立期間に係る脱退手当金を受給していることから、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月 1 日から平成元年 8 月 1 日まで
私は、B社からA社に転職する際に、B社よりも高い給与で待遇するとの約束で転職した。しかし、A社に勤務した期間のうち入社時である昭和 63 年 7 月から平成元年 7 月までの標準報酬月額が低くなっている。入社から退職するまで最高等級に相当する給与をもらっていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社からA社に転職する際、B社より高い給与で待遇するとの約束であったのに、A社に入社時の標準報酬月額が下がっているのは納得できないと主張している。

しかし、A社の当時の事業主は、B社から転職する際に、給料は低くなる場合も有り得ると説明したと述べており、申立人が名前を挙げた後任の同僚もB社からA社に転職した際、標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

また、オンライン記録を見ると、申立期間及び申立期間前後においてB社からA社に転職した者の中には標準報酬月額が下がっている者もいる。

さらに、A社の当時の社会保険事務担当者は、「その都度、社会保険事務所（当時）に正しい届出を行っており、作為的に標準報酬月額を低く届け出たことは無く、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に見合う保険料を控除していた。」と述べている。

加えて、A社に照会したところ、申立人の申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料は残っておらず、申立人の

申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人のC基金の加入記録と厚生年金保険の加入記録は一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、記録の不備や遡って訂正が行われた形跡は無い。

このほか、申立人は、給与明細書等の申立てに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料を所持していない上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 27 日から 50 年 6 月 21 日まで
私が A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社に勤務していたと述べている。

しかし、申立人に係る雇用保険の記録から、申立人は、昭和 49 年 2 月 12 日に A 社において雇用保険の被保険者資格を取得し、同年 3 月 27 日に離職した後、再度、50 年 6 月 21 日で同社で同資格を取得し、51 年 6 月 20 日に離職したことが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿においても、申立人は、昭和 49 年 2 月 12 日に同社の被保険者資格を取得し、同年 3 月 27 日に同資格を喪失した後、再度 50 年 6 月 21 日に同社で同資格を取得し、51 年 6 月 21 日に同資格を喪失した記録が確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、A 社は既に解散しており、同社の事業主及び社会保険の事務担当者は連絡先が不明であり、複数の同僚に照会を行ったものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる供述を得ることができなかった。

加えて、A 社の関連事業所である B 社及び C 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 10 日から 39 年 7 月 5 日まで
② 昭和 39 年 12 月 26 日から 41 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A社のC工事現場で、申立期間②については、B社でD業務をしていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の業務内容及び同僚の氏名を記憶していることから、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録では、申立期間当時、A社という名称で厚生年金保険の適用事業所となっている事業所は無く、商業登記の記録も見当たらない。

また、類似した名称のE社は、昭和 40 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているものの、申立期間当時は適用事業所ではない上、適用事業所ではなくなった当時（平成 7 年 11 月 1 日）の事業主は、申立期間当時、C工事を行っていたかどうかは不明であるとしていることから、申立人が勤務していたとするA社を特定することができなかった。

申立期間②について、申立人が記憶しているB社の所在地及び事業所の様子が同僚の証言と一致しており、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるが、申立人は当該期間においてF社でも仕事をしていたと述べている。

しかし、オンライン記録では、申立期間当時、F社という名称では厚生年金保険の適用事業所となっている事業所は無く、申立人がB社及びF社で一緒に勤務していたとする同僚も、B社及びF社で厚生年金保険被保険

者となっていない。

また、申立人がB社での同僚と記憶していた者について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では確認できない者がおり、同姓の被保険者についても死亡しているため特定できず、申立人の勤務期間や保険料控除について照会ができない。

さらに、B社の事業主は、在籍記録に申立人の氏名は確認できないと回答している上、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年1月4日から当該名簿で確認できる最後の従業員の資格取得日の42年11月25日までの健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 20 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 57 年 10 月から 58 年 9 月 21 日まで

私は、中学校卒業と同時にA社に入社し、C業務等をし、昭和 47 年 4 月 10 日まで勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、B社が経営するD施設のE店において同施設開業の 57 年 10 月から 58 年 11 月 21 日まで、F職として勤務していたが、申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、複数の同僚の証言から、当該期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人から名前の挙がった同郷である同期入社同僚1名は、申立人と同じ勤務先に配属になり、A社における厚生年金保険の資格取得日は申立人と同日（昭和 38 年 9 月 1 日）であるところ、同日より前の期間は試用期間であったため厚生年金保険被保険者となっていない旨を供述している。

また、申立人とは別の勤務先に配属になった同僚1名は、A社における厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同日であるところ、昭和 38 年 3 月 16 日に入社後、教育研修を受け、同年 6 月 15 日までは試用期間であり、翌 16 日に本採用の辞令を受けたと供述している。

さらに、申立人は、郷里から同じバスに 10 名から 20 名が乗車し一緒に入社したと記憶するところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が記憶する入社日前後に 10 名から 20 名程度の者が資格を

取得している日は無く、申立人と同日に資格を取得している者が 53 名確認できる上、その大部分が申立人と同年代であることが確認できる。

加えて、A社はG社と合併し解散しており、同社からは当該期間における保険料控除を確認できる資料は得られなかった。

申立期間②について、申立人は、同期入社し同じ業務に就いていたとする同僚の証言から、当該期間において、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、国民年金の納付記録により当該期間のうち、昭和58年4月から同年9月までの国民年金保険料を58年度に納付（同年9月分は同年11月分に充当）している上、57年10月から58年3月までの国民年金保険料を58年度又は59年度に納付していることが確認できる。

また、厚生年金保険の被保険者資格を昭和57年10月2日に取得している上記同僚は、厚生年金保険と雇用保険の記録が一致しているところ、申立人も厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格を同日の58年9月21日に取得していることが確認できる。

さらに、B社は既に解散しており、元代表取締役も当時の資料を保管していないため、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 12 日から 35 年 1 月 21 日まで
私の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務した期間について脱退手当金を支給済みとなっていた。脱退手当金が支給されたとする時期は、B市に住んでおり、脱退手当金の手続を行った覚えは無く、受け取ってもいないので申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及び前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和35年1月21日）の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を満たしている者は36名おり、うち支給記録が確認できる者は申立人を含め21名で、申立人と同日に脱退手当金の支給記録がある同僚は、「会社が一括して脱退手当金の事務手続をした。」と証言しており、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給金額に誤りは無く、A社に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和35年3月16日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとともに、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度創設前であったことを勘案すると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 17 日から 37 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 2 月中頃に新聞に掲載されていた A 社の「B 職求む」の募集記事を見て応募し、入社した。C 業務が主な仕事だった。初めての給料は、住民税、社会保険料（厚生年金保険及び健康保険）、失業保険、食事代等が控除され、2 万 6,000 円だったと記憶している。37 年 6 月末日に会社の役員から「本日をもって解散」と言われた時まで勤務していたのに、全部の期間について厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に入社した経緯、事業主や多数の同僚の名前及び会社が保有していた車両等について、具体的かつ詳細に記憶していることから、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同じ B 職である同僚 10 名及び申立人が名前を記憶している同僚 7 名の計 17 名については、申立期間において A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、申立人は、入社当時の従業員数を 20 名以上としているが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者数は 12 名しかいないことから、申立期間当時、同社においては、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立期間当時の A 社の事業主及び経理担当役員は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、証言を得ることができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前の記載が無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 44 年 8 月 11 日まで
平成 22 年 9 月に日本年金機構から脱退手当金のお知らせのはがきが自宅に届き、その時に初めて申立期間については脱退手当金を支給済みであるということを知った。

私は、脱退手当金制度について今回届いたはがきを見て初めて知ったため、当時自分で手続をしたとは考えられず、また、A社を退職した時に会社から退職金や一時金のようなものを受け取った記憶も無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の管轄年金事務所には、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が保管されており、当該脱退手当金裁定請求書に記載されている住所は、当時、申立人が住んでいた住所地と一致している上、脱退手当金の支払は、当該住所地の最寄りの金融機関に送金されていることが確認できることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年11月18日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 1 日から 7 年 2 月 14 日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた平成 6 年 3 月 1 日から 7 年 2 月 14 日までの期間の標準報酬月額が、当時受け取っていた給与と比べて低くなっている。給与明細書の写しを提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

申立人が所持する平成 6 年 3 月分から 7 年 2 月分までの給与支払明細書により、総支給額に見合う標準報酬月額が届出されていないことが確認できるものの、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 26 日から同年 12 月 21 日まで
A事業所で勤務した期間のうち、昭和 34 年 8 月 26 日から同年 12 月 21 日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。私は、32 年 1 月 9 日から B 事業所内の C 職場に勤務していたが、34 年 8 月 25 日に人員整理のため、解雇となった。しかし、当時の B 事業所のマネージャー達の要請で、翌日の同年 8 月 26 日から、A 事業所に勤務して 36 年 11 月 5 日に同事業所を退職した。人員整理の対象者に対して引き続き勤務が認められることは例外であるが、私の前職場での勤務成績が評価されてのことだった。したがって、申立期間に勤務の空白期間は無く、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 事業所に勤務していたと述べている。しかしながら、申立期間当時、A 事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人は申立期間以後に引き続き勤務したと述べている昭和 34 年 12 月 21 日から 36 年 11 月 6 日までの期間は、B 事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、申立人が A 事業所の上司として名前を挙げた者は、B 事業所において厚生年金保険の被保険者となっており、「私は B 事業所の C 職場に勤務した後、A 事業所に勤務した。両事業所において申立人と一緒に働いたことがあるので、申立人のことを知っている。申立人は当初 B 事業所の C 職場に勤務していたが、人員整理で解雇された。その後 A 事業所に勤務していた。しかし、申立人が B 事業所を解雇された後、A 事業所に採用された経緯や時期及びその間の厚生年金保険の加入状況については分からない

い。」と供述していることから、当該者のほかに申立期間にB事業所において厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先の判明した4人に申立人の申立期間当時の勤務実態について文書で照会したところ、4人から回答があったが、いずれも申立人のことを知らないと回答している。

さらに、A事業所及びB事業所に勤務していた従業員の労務管理事務を承継しているD事業所に申立人の在籍記録を照会したが、同事業所では当時の申立人の申立期間に係る雇用記録は保管されておらず確認できないと回答していることから、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人は昭和32年1月9日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34年8月26日に被保険者資格を喪失した後、同年12月21日に被保険者資格を再度取得し、36年11月6日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致しているほか、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録を確認できない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
私は、昭和 35 年 4 月 1 日から同年 6 月 16 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていない。同社の厚生年金保険の新規適用日が同年 6 月 1 日であるとのことであるが、申立期間も厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 4 月 1 日から A 社に勤務していたと述べているが、B 社からの回答及び複数の同僚の証言では、同社の設立年月日は同年 5 月 1 日であるとしており、同社の保管する申立人に係る職員履歴台帳では、同年 5 月 1 日に採用、同年 6 月 16 日に退職の旨記載があることが確認できる。

また、オンライン記録によると A 社は昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、A 社設立当時の 3 名の総務担当者は、いずれも、「当社設立時には厚生年金保険の適用は無く、1 か月遅れて加入したはずである。」としているところ、同社の厚生年金保険新規適用時に被保険者資格を取得しているほかの複数の職員も同様の証言をしている。

加えて、総務担当者のうちの 1 名は、「昭和 35 年 5 月の給与については、A 社から出たのではなく C 県から出たと思うが、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

また、A 社における厚生年金保険の新規適用日である昭和 35 年 6 月 1

日に 26 名が被保険者資格を取得しているが、業務が開始された同年 5 月 1 日に同社において被保険者となっている者はいない。

このほか、申立期間の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで
昭和 44 年 3 月から A 社 B 工場に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が前年より低く記録されているので、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「標準報酬月額が前年より低く記録されている。」として、申立期間に係る標準報酬月額の相違を申し立てているが、A社が保管する被保険者台帳に記載されている申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、同社は同台帳の記載に基づいて保険料を控除していたと回答している。

また、A社B工場の被保険者172名について、オンライン記録から申立期間における標準報酬月額を見ると、申立人と同様に、標準報酬月額が前年よりも下がっている被保険者が28数名確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚5名について、オンライン記録から標準報酬月額を見ると、3名は昭和61年10月1日の定時決定において標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

加えて、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の昭和61年10月1日の定時決定において標準報酬月額は34万円と記載されており、訂正等の不自然な事務処理は確認できない。

このほか、申立人は、申し立てている標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 1 日から同年 11 月 5 日まで
② 昭和 41 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 8 月 1 日に A 社に入社して以来、42 年 3 月 31 日に B 社を退職するまで、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間があることに納得できない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「昭和 40 年 8 月 1 日に A 社に入社して以来、B 社において C 職として勤務していた。」と述べている。

しかし、オンライン記録において申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できる A 社及び D 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間①及び②当時の事業主は、連絡先が不明なため、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚が、申立人が B 社に勤務していたことを記憶しているものの、申立人の勤務期間を覚えていない。

さらに、A 社及び D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、A 社に勤務していた同僚 14 名が申立人と同様に昭和 40 年 10 月 1 日に同社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 11 月 5 日に D 社で同資格を再度取得していることが確認できる。

申立期間③について、申立人は、「B 社に昭和 42 年 3 月 31 日まで勤務していた。」と述べているが、同社から提出のあった在職期間証明書によ

ると、申立人は、41年8月1日に採用され、42年3月30日に退職していることが確認できる。

また、B社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人は昭和41年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、42年3月31日に同資格を喪失していることが確認でき、これらはオンライン記録と一致する。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月頃から同年 10 月頃まで
私は、昭和 35 年 4 月頃から同年 10 月頃まで季節工としてA社B事業所に勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務場所及び勤務内容の詳細な記憶から、期間は特定できないものの、申立人がA社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、A社B事業所に季節工として勤務していたと供述しているところ、同社は、「当社では、申立期間において、季節工については、臨時雇用であったため、厚生年金保険には加入させていなかったと推測される。また、申立期間における正社員の厚生年金保険に係る資格取得及び喪失関連の資料は現存しているが、当該資料に申立人の記載は無く、そのほか申立人の在籍及び保険料控除を確認できる人事記録等は保管していない。」と回答している。

また、申立人は申立期間において、A社B事業所に季節工として勤務していた同僚の名前を3名記憶しているところ、そのうちの2名は、申立期間における同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載は無く、姓のみ記憶している残りの1名についても、同一の姓の被保険者が同名簿に複数見受けられるものの、当該者が同社における被保険者となっているか否かは確認ができなかった。

さらに、申立期間において、A社B事業所において厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に聴取したところ、全員が「正社員として入社

した。」と回答するなど、同社において季節工が厚生年金保険に加入した状況は見受けられない。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を所持しておらず、保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 21 日から 39 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 33 年 9 月 21 日から 39 年 5 月 31 日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶、複数の同僚の証言及び同僚から提出されたA社に過去在籍した者の交流を目的として作成された名簿から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同僚は、「私はA社において被保険者記録はあるが、一緒に勤務していた親族の記録が無い。」と述べている上、上記の名簿に記載された者の約半数の者の厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、同社では当時、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、申立期間当時の事業主及び社会保険事務を担当していた事業主の妻は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できない上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、同社において、申立人が被保険者であったとする記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 5 月頃から 22 年 4 月頃まで
私は、昭和 19 年 5 月頃から A 軍 B 部に勤務し、終戦後、引き続き C 省 D 局で 22 年 4 月まで勤務し E 職に従事していたが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

F 省 G 局の記録から、申立人が昭和 19 年 5 月 1 日から雇員として A 軍 B 部に勤務し、引き続き 20 年 12 月 1 日に C 省 D 局勤務となり、22 年 3 月 5 日に退職したことは確認できる。

しかし、H 軍共済組合規則によると、H 軍 B 部に勤務した雇員については、H 軍共済組合の組合員（旧令共済組合員）である旨規定されており、A 軍 B 部が厚生年金保険の適用事業所となった形跡は見当たらない。

また、C 省 D 局は厚生年金保険の適用事業所となった形跡は見当たらない上、F 省 G 局によると、C 省において E 職に従事していた者の身分は国の雇員であり、厚生年金保険の適用は受けなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 2 日から 41 年 3 月 15 日まで

私は、昭和 37 年 4 月頃、A社（現在は、C社）に入社し2、3か月勤務したが、健康保険に加入できなかったため退職しようとしたところ、同社の事業主がB社の代表取締役でもあったことから、実際の勤務先はA社のままでB社に籍を置き、そこで、厚生年金保険及び健康保険の被保険者となった。

その後、A社が法人化されてC社となり厚生年金保険等に参加してからは、同社に昭和 43 年 8 月 31 日まで継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の記憶から、申立人が申立期間において、C社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、C社は、昭和 41 年 3 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の大部分は、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が記憶している同僚3名の被保険者資格取得日は、申立人の資格取得日と同じ昭和 41 年 3 月 15 日となっているが、当該同僚は、いずれも既に亡くなっており、申立期間の保険料控除について聴取することができない。

さらに、申立人についてオンライン記録及び雇用保険の加入記録をみると、A社が法人化された3か月後の昭和 39 年 5 月 2 日にB社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同時にC社において雇用保険の被保険者とな

っており、同社が厚生年金保険の適用事業所となった後、同僚3名と共に、41年3月15日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、C社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の資格取得年月日は昭和41年3月15日と記載されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致することが確認できる。

また、申立期間当時のC社の代表取締役は、同社で被保険者資格を取得していないが、B社の代表取締役でもあったことから、同社で被保険者となっていることが確認できるものの、既に亡くなっており、申立人の申立期間に係る保険料控除について聴取することができない。

このほか、C社は、申立期間における厚生年金保険料控除の有無を確認できる資料を保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月2日から5年10月1日まで
② 平成7年9月4日から8年9月1日まで

年金記録では、A社における平成4年11月から5年9月までの標準報酬月額が12万6,000円となっており、また、B社における7年9月から8年8月までの標準報酬月額は13万4,000円となっている。しかし、実際はもっと多く支給されており、給与明細書も所持しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間①のうち、平成4年11月から5年3月までの期間、同年5月、同年6月、同年8月及び同年9月については、申立人が提出した給与明細書及びA社が提出した給与台帳により、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主から源泉控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、平成5年4月及び同年7月については、申立人が提出した給与明

細書及びA社が提出した給与台帳により、申立人の報酬月額及び事業主から源泉控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額又は一致していることが確認できる。

申立期間②のうち、平成7年9月から同年12月までの期間及び8年3月から同年8月までの期間については、申立人が提出した給与明細書及びB社が提出した給与台帳により、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主から源泉控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、平成8年1月及び同年2月については、申立人が提出した給与明細書及びB社が提出した給与台帳により、申立人の報酬月額及び事業主から源泉控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額又は一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月1日から31年11月13日まで
オンライン記録によると、A社に勤めていた昭和28年12月1日から32年6月1日までの期間のうち、28年12月1日から31年11月13日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。後から入社した元同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日の方が早くなっているのはおかしいので、調査の上、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の当時の元社員の証言から、期間は特定できないが、申立人がA社のB職として勤務していたことはうかがえる。

しかし、複数の元社員が、B職の給与は歩合制であったとしているところ、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年12月1日から同社が適用事業所ではなくなった32年6月1日まで、同社における厚生年金保険の被保険者資格がある元社員は、「申立人は記憶していないが、B職の給与は歩合制であったため、B社員は入社してすぐには厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨を述べている。

また、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、当時の事業主は既に死亡している上、商業登記簿謄本からA社が現存していることは確認できないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は

昭和 31 年 11 月 13 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿からも、申立人の同社における同手帳記号番号の資格取得日は、前述の被保険者名簿と同日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
私は、平成 13 年 9 月 17 日から 18 年 3 月 31 日まで A 社及び同社の親会社の B 社で勤務していたが、16 年 10 月 1 日に会社都合で B 社に転籍した際に、事務担当者のミスにより A 社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 9 月 30 日となり、厚生年金保険の記録が 1 か月欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び A 社の親会社である B 社が提出した事業所回答から、申立人は、平成 13 年 9 月 17 日から 16 年 9 月 30 日まで A 社に勤務し、同年 10 月 1 日付けで B 社に転籍したことは確認できる。

しかし、B 社は、「A 社における厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であり、退職月は同保険料を 2 か月分控除することになっていたが、申立人については、退職月に 1 か月のみ漏れたため、平成 16 年 9 月の厚生年金保険料は控除していない。」と回答している上、申立人も、「16 年 9 月分の給与からは 1 か月の厚生年金保険料しか控除されていない。」と述べているところ、申立人が保管する給与明細書から、同年 9 月分の給与からは保険料は 1 か月分のみ控除されていることが確認できる。

また、A 社の賃金台帳から、平成 16 年 9 月の厚生年金保険料は 1 か月分のみが控除され、同年 10 月の保険料は控除されていない上、申立人が転籍した B 社の賃金台帳においても、同年 10 月の保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、B 社が提出した A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しから、事業主は、申立人が、平成 16 年 9 月 30 日に

資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。